

平成26年第1回飛騨市議会定例会議事日程

平成26年3月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第4号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第3	議案第5号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第4	議案第6号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)
第5	議案第7号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)
第6	議案第8号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第4号)
第7	議案第9号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第8	議案第10号	平成25年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第9	議案第11号	平成25年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第10	議案第12号	平成25年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
第11	議案第13号	平成25年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
第12	議案第14号	平成25年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第13	議案第15号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)
第14	議案第16号	消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
第15	議案第17号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第16	議案第18号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
第17	議案第19号	飛騨市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
第18	議案第20号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第19	議案第21号	飛騨市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
第20	議案第22号	飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第23号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第22	議案第24号	飛騨市起業化促進条例の一部を改正する条例について
第23	議案第25号	財産の無償貸付けについて(流葉スキー場施設)
第24	議案第26号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
第25	議案第27号	飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について
第26	議案第28号	飛騨市が高山市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について
第27	議案第29号	飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
第28	議案第30号	古川町農業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
第29	議案第31号	宮川村農林漁業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
第30	議案第32号	飛騨市漁業近代化資金利子補給金交付条例を廃止する条例について
第31	議案第33号	平成26年度飛騨市一般会計予算
第32	議案第34号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第33	議案第35号	平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第34	議案第36号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計予算
第35	議案第37号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算
第36	議案第38号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
第37	議案第39号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第38	議案第40号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第39	議案第41号	平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第40	議案第42号	平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第41	議案第43号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計予算

日程番号	議案番号	事 件 名
第42	議案第44号	平成26年度飛驒市情報施設特別会計予算
第43	議案第45号	平成26年度飛驒市給食費特別会計予算
第44	議案第46号	平成26年度飛驒市水道事業会計予算
第45	議案第47号	平成26年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算
第46		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第4号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
日程第3	議案第5号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
日程第4	議案第6号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)
日程第5	議案第7号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)
日程第6	議案第8号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第4号)
日程第7	議案第9号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第8	議案第10号	平成25年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第9	議案第11号	平成25年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第10	議案第12号	平成25年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第11	議案第13号	平成25年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第12	議案第14号	平成25年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
日程第13	議案第15号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)
日程第14	議案第16号	消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第15	議案第17号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第18号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第19号	飛騨市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
日程第18	議案第20号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第21号	飛騨市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
日程第20	議案第22号	飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第23号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第24号	飛騨市起業化促進条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第25号	財産の無償貸付けについて(流葉スキー場施設)
日程第24	議案第26号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第25	議案第27号	飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第28号	飛騨市が高山市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について
日程第27	議案第29号	飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
日程第28	議案第30号	古川町農業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
日程第29	議案第31号	宮川村農林漁業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
日程第30	議案第32号	飛騨市漁業近代化資金利子補給金交付条例を廃止する条例について
日程第31	議案第33号	平成26年度飛騨市一般会計予算
日程第32	議案第34号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
日程第33	議案第35号	平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
日程第34	議案第36号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計予算
日程第35	議案第37号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算
日程第36	議案第38号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算

日程第37	議案第39号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第38	議案第40号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
日程第39	議案第41号	平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第40	議案第42号	平成26年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計予算
日程第41	議案第43号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
日程第42	議案第44号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計予算
日程第43	議案第45号	平成26年度飛騨市給食費特別会計予算
日程第44	議案第46号	平成26年度飛騨市水道事業会計予算
日程第45	議案第47号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
日程第46		一般質問

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野後	口村	勝和	憲正
4番	福菅	藤田	武明	彦彦
5番	菅内	沼海	良真	郎次
6番	森高	下原	邦希	子子
7番	谷天	口充	幸寛	男徳
8番	葛山	木谷	博寛	文一
9番	池籠	下田	寛恵	子美
10番		山		
11番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山本	川本	修幸	一博
教育長	福谷	田口	幸富	之文
代表監査委員	小倉	倉上	孝雅	文廣
会計管理者	水石	腰木	雅兼	豊行
総務部長	柏(副	市澤	長敦	子昌
財政課長	谷藤	井瀬	義智	彦光
教育委員会事務局長	川沢	之上	向清	秋
企画商工観光部長	川			
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野竹	村原	重美	昭香
書記				

平成26年第1回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質 問 者	質 問 事 項	備 考
1	池田 寛一 (新生飛政会)	1. 新年度予算にかけた思いは 2. 除雪体制について 3. 農業への取り組みについて 4. 空き家情報のデータベース化について	5日 午前
2	高原 邦子 (新生飛政会)	1. 飛騨市民の健康管理について 2. 予算とその不執行への責任は	〃
3	前川 文博 (新生飛政会)	1. 産業廃棄物処理施設の設置について 2. 先端科学学園都市構想について	5日 午後
4	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. ふるさと福祉村について 2. 障がい者と健常者との交流について	〃
5	福田 武彦 (ひだ市政クラブ)	1. 市民が持つ力の活用について 2. 消費税増税への対応について	〃
6	森下 真次 (ひだ市政クラブ)	1. 市民と行政の協働によるまちづくり 2. 北陸新幹線開業に向けて 3. 育英基金の活用	6日 午前
7	天木 幸男 (ひだ市政クラブ)	1. 経済活性化のために元気なまちの仕掛けについて 2. 飛騨市合併十周年の残された課題は 3. 飛騨市都市計画マスタープランの策定について	〃
8	谷口 充希子 (ひだ市政クラブ)	1. 学校給食について 2. 空き家、空き店舗について 3. 学力向上について 4. 起し太鼓会館について	6日 午後
9	中嶋 国則 (ひだ市政クラブ)	1. 農業振興について 2. 森林・環境税の活用による総合的な地域振興について	〃
10	籠山 恵美子	1. 行政が市民を使い捨てしないように、雇用規定の見直しを 2. 市長は市民を代表して、数河産廃処理場計画の白紙撤回に尽力せよ	〃
11	山下 博文	1. シルバー時代の生きがいと健康増進対策 2. 飛騨市職員の定年と再任用制度について 3. 坂巻公園テニス場跡地の活用について	7日 午前
12	野村 勝憲	1. 産業振興について 2. 観光誘客について	〃

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

(開議 午前 10 時 00 分)

◆開議

◎議長（内海良郎）

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程および質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（内海良郎）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により 7 番、福田武彦君、8 番、菅沼明彦君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 4 号 平成 25 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 4 号）
から

日程第 45 議案第 47 号 平成 26 年度飛騨市国民健康保険事業会計予算

日程第 46 一般質問

◎議長（内海良郎）

日程第 2、議案第 4 号、平成 25 年度飛騨市一般会計補正予算、補正第 4 号についてから、日程第 45、議案第 47 号、平成 26 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの 44 案件を一括して議題といたします。44 案件の質疑と併せて、これより日程第 46、一般質問を行います。それでは、これより通告順に発言を許可いたします。最初に 10 番、森下真次君。

〔10 番 森下真次 登壇〕

○10 番（森下真次）

皆さん、おはようございます。それでは、通告に従って大きく 3 点について質問させていただきます。

昨年 9 月に実施されました市民アンケートでは、市民からのいろいろな貴重な意見が寄せられています。当然のことではありますが、この調査結果を大いにまちづくりに反映させなければなりません。調査結果の中で、私たち議会にも厳しい意見が寄せられており、市民の負託に応えるべく信頼される議会活動をしなければならないと決意を新たにしました。

大きく 1 点目の質問は、この調査結果から「市民と行政の協働によるまちづくり」に的を当てて質問をいたします。

これまでのまちづくりは、行政があらゆる公共サービスを担い、市民はサービスの受け手という形で展開してきました。しかし、地方分権が進展する中、魅力あふれるまちを築くためには、地域の特性を生かしたまちづくりや、地域を知り、地域に愛着を持つ

市民によるまちづくりが求められています。また、市民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進む中、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが困難となってきました。

これからのまちづくりは、身の回りの問題は、まず個人や家庭が解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決し、それができない場合は行政が解決するという考え方にに基づき行動することが必要です。この考え方のもと、市民には、自らの生活する地域をより良いものとするため、自治活動やボランティア活動等に対する理解を深め、まちづくりに積極的に参画することが期待されます。

また、市民が自主的に取り組む活動の中には、行政の事業と重なり合う部分があり、市民と行政が連携、協力することができます。質の高い市民サービスを創出するため、市民と行政がそれぞれの知恵や発想を出し合い、できることを考え、それぞれの役割分担のもとに行動することが求められています。

今、申し上げましたような流れもあり、市民と行政が一体となったまちづくりを目指して、4点について質問いたします。

1点目は、市民アンケートの「これからも飛騨市に住みたいと思いますか」の設問に対する調査結果をどのように捉えているのか、です。「今の場所に住みたい」74.2%、「市内の別の場所へ移りたい」7.6%、「市外に移りたい」10.0%、「住みたいが移らざるを得ない」4.3%となっています。この結果をどう考えられるのか伺います。

2点目は、「協働によるまちづくり」が市民にどの程度浸透していると捉えているのかを伺います。市民の協力、理解がなければ、まちづくりはできません。今回のアンケートでは、この協働によるまちづくりの必要性について、市民がどのように考えてみえるのかを探る設問がないので、数字から測ることはできないため、市はどのように考えてみえるのか質問いたします。

3点目は、市が優先的に取り組むべきことは何の設問に対して「市民に対する協働による街づくり意識の普及・啓発」の回答が約13%ありました。市民と行政が協働でまちづくりをするという意識がなければ、まちづくりは進みません。この意識については、形がはっきり見えないため困難が予想されますが、今後どのように進めていくのか伺います。

4点目は、「協働によるまちづくり」を行政がリードしながら進めるほうがスムーズと考えます。そのために、職員の協働に対する理解や、市として人材の育成は欠くことができません。遅れることがあってはならず、しっかりとその体制を整えておく必要がありますが、このことをどのように考えるのか伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（内海良郎）

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

皆さん、おはようございます。本日は、5名の方の一般質問にそれぞれお答えをさせていただきますと思います。はじめに、森下議員の1点目の質問にお答えさせていただきます。市民と行政の協働によるまちづくりでございます。

市民アンケートは、飛騨市第二次総合計画の後期計画の今後のまちづくりに反映させることを目的として実施いたしました。アンケート結果報告を公表したところ、多くの反響がございまして、市民の皆様が市政への関心を深めていただく一助になったのではと思っております。

さて、「これからも飛騨市に住み続けたいと思いますか」の設問に対する調査結果をどのように捉えているかについてお答えいたします。

アンケートの中で市外に移りたい、移らざるを得ない人が14.3%あります。この人たちは、何も対応しなければ流出してしまう可能性がございます。大きな課題であると考えております。移転する理由として主なものは、気象が合わない24.0%、仕事のため14.3%、交通の便が悪いから10.5%、医療、福祉サービスのため10.1%と回答されております。施策により解決できないものは別として、市ができることは施策に反映し、地域の協力が必要な部分は地域との協働により行う仕組みをつくり、市単独でカバーできない箇所は、国、県に働きかけ進めなければならないと考えております。

次に、協働が市民にどの程度浸透しているかということでございます。「市民に対する協働によるまちづくり意識の普及・啓発をどのように進めていくのか」についてお答えをさせていただきますと思います。

協働がどの程度市民の方に浸透しているか、数字的に捉えたものではありません。協働意識の普及・啓発を進めるのが重要と考える方が13.2%あり、普及・啓発は進めていくべきと考えております。

協働を浸透させることは、二つの側面で考える必要がございます。一つは、「協働」という意識を住民の方に持っていただけるよう啓蒙することでございます。「地域福祉」という概念もあります。地域住民、社会福祉関係者、行政が協働して地域の福祉を支え合おうとする考え方でございます。こうしなければ地域社会が成立しないと認識することが大切でございます。もう一つは、協働できる具体的な仕組みをつくることでございます。例えば、高齢者の屋根の雪の対応を、家族で行う、隣近所で助けあう、ボランティアが行う、行政が行うことを仕組みとして整理し共有することが、協働の実践につながると考えております。このことにつきましては、私、市政懇談会を数多く開催しているわけでございますが、その折に、この協働のまちづくりににつきましては、今後もしっかり

りと皆様に必要性を訴えながら、地域に根が下りるように努力をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

次に、市職員の協働に対する理解と人材育成についてお答えいたします。職員がどの程度協働を理解しているかは、調査をいたしておりませんので数字的なことはお答えできませんが、感覚としての協働の必要性については皆感じていると思います。理解の程度につきましては、明確に協働ということを捉えている職員は少ないかもしれません。これらのことを踏まえ、前段でお答えいたしました協働の普及・啓発は、職員に対して研修や職務を通じて教育していく必要があると考えているところでございます。

〔市長 井上久則 着席〕

○10番（森下真次）

ありがとうございました。今後も今市長が述べられましたような市政を、ぜひ貫いていただきたいと思います。

先月の26日に、観光によるまちづくり講演会というのが行われましたけれども、私は、その中でも言葉としては協働というのは出てこなかったかもしれませんが、まさしく協働によるまちづくりだというふうに捉えました。ああいった研究をなさっている方も、そのように捉えてみえるということで、この協働による地域づくりというものが大切だということを痛感いたしました。

今ほど、市長から答弁をいただきましたけれども、答弁にもありましたが「市外に移りたい」、「住み続けたいが移らざるを得ない」、これが14.3%です。数字としては誠に残念だなというふうに私も感じております。この数字をどれだけでも小さくする努力を、これからもずっとしていかなければならないというふうに思います。

その理由でありますけれども、寒さ、雪ということでございますが、この気象によるものにつきましては、これはどうしようもない、解決できないという部分もあろうかと思えます。それ以外のところで、言われましたようにきめ細かい施策でもって、ここに住んでいただけるようなことも可能かと思えますので、ぜひ、そちらの辺も力を入れていただきたいと思います。

それから、降る雪はどうしようもないと言いましたけれども、また降った雪は除雪など、こういった見えるところで対応できるものもございますので、ぜひ、そちらのほうへも力を注いでいただければというふうに思います。

ここで、再質問を1点させていただきたいと思いますが、この回答の中で7.6%の方が「市内の別の場所へ移りたい」との思いを持ってみえるという数字があります。このため、しっかり市はアンテナを張って情報をキャッチしていただき、このような思いをお持ちの方に市内に住んでいただけるような情報を提供し、そして、この方たちが市外へ出て行かないような仕組み作りが大変私は重要ではないかと思っております。7.6%という、大げさに言えば1割の方でございまして、こういった方にもぜひ市内に残っていただくような仕組みが必要だと思っておりますが、この辺りについてはいかが

お考えでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

こういった方を引きとめる、まさにこれが「協働」という言葉が浸透して地域に根差してくれば、住みやすくなるのではないかと考えております。最近、いろんな行事が地域ごとで行われていたものが外部の方に委託する、こういったことが多くなってきております。そういったことも考えますと、やはり地域で今まで付き合いしてきた隣近所の付き合い、こういったものも薄れてくるのではないかというような懸念をしている一人でございます。そういったことも含めて、今森下議員が質問されました「協働」という、協力しながら働くことでございますけれども、この「協働」というものをしっかり根付かせていけば、その地域が住みよくなって、出て行く方も少なくなるのではないかというようなことを、まさに感じております。そういったことも含めまして、これから先ほども言いましたように、職員含めて地域に出たときに、そういった隣近所の付き合いとか地域の付き合い、そういったことも含めて、防災の面で捉えても一緒でございますけれども、大変必要なことでございますので、そういったものに力を入れていけば、必然的に地域に残っていただけるのではないかなというふうに思っておりますので、これからしっかりとそういったことを市民の方に理解をいただける努力をしてみたいというふうに思っています。

○10番（森下真次）

ぜひ、お願いをしたいと思います。言われましたように、職員の方がいろんな所へ出たときに、そういった情報を探ってくるというようなことは本当に大切だと思います。私たち議員も、同じようにやはりそのアンテナを張り巡らせておいて、しっかり情報をつかんで行政と連携してやっていけることがあれば、これは当然していかなければならないことでありますので、そんな面でも私たちも努力をしていきたいというふうに思います。

それでは、大きく2点目の質問に移ります。北陸新幹線開業に向けて、ということについて伺いたします。

北陸新幹線開業まで、あと一年となりました。何回も申し上げましたが飛騨市の活性化を図るためにはこの上ない材料であります。そんなことから、去年の第2回市議会定例会においてもそれ以前にも、この開業に合わせＪＲ高山線の輸送力アップにかかる質問をしましたが、市といたしましうか飛騨地区の要望に対するＪＲの回答は誠に残念でなりません。

しかし、このことはこれで諦めるわけにはいかず、今後も粘り強く機会を捉えて要望活動を続け、何とか実現するよう努力しなければなりません。この新幹線に対する期待は本当に大きいところでありますが、この開業をきっかけとして、今以上に多くの観光

客の方に来ていただきたく、3点について質問をいたします。

まず1点目ですが、イベント開催の予定は、についてであります。新年度におきまして多数の観光誘客宣伝事業が計上されておりますが、飛騨市または飛騨地域3市1村において、集客するためのイベント開催計画はあるのかです。予算計上されているのは、市から外へ出て、誘客活動を行うことが主であります。このことももちろん大切なことであり、積極的に進めていただきたいと思います。

私は、その一方で、今こそ飛騨市、飛騨地域へ多くの観光客に訪れてもらい、新幹線開業のPR、地域の魅力発信、特産品の販売などを行うべきと考えます。そのためには、市単独のイベント開催よりも、飛騨地域がまとまって行うほうが魅力は上がると思います。

一堂に会して行う方法、最低でも2日間を開催日とし、同期間に3市1村のおのおのイベントを行い、観光客の皆様にも巡ってもらう方法もいいのではないのでしょうか。

いずれにいたしましても、地域経済は停滞しています。経済を活性化するために、大勢の皆様を訪れていただけるようなイベント開催を願いますが、計画はあるのか伺います。

2点目は、JR高山線にSLを、です。今でもSL人気は高く、多くの人の心を引き付けています。現在、国内で運行されているものはそのように多くはありませんが、近くでは静岡県大井川鉄道、滋賀県北陸本線で運行されています。私は、中学生時代は汽車通学であったため、最初のうちはSLで通った経験があります。とても力強かった機関車、板張りの客車が懐かしく、どっしりした中にもぬくもりがあったことを思い出します。

1年後の北陸新幹線開業後のさらなる高山線の魅力アップのために、JR高山線にSLを走らせ誘客することはできないか伺います。高山線は昔の風景も残り、懐かしい思い出に浸りながら列車旅行を楽しむことができます。また、急峻な地形の山間を縫って走るため、山と川が線路と並行して走っているので、車窓から四季をしっかり感じることができます。春夏秋冬のはっきりした、この地だからこそ意味があります。

以前にも、この話はさせていただきましたが、以前、高山線に乗っているとき、隣に乗り合わせた70歳前後の4人の女性の方の会話を耳にしました。季節はちょうど今頃でした。場所は、打保駅から坂上駅に向かう途中でありました。川の中の石の上に雪が積もった様子を見て「まあ、きれい。雪のきのこ」の言葉でした。私にとっては見慣れた当たり前の風景でしたが、雪のない所の方には、とても新鮮に目に映ったようです。これはほんの一例ですが、高山線には四季を通してこのように感動を与えられる風景、場面があります。これをSLに乗って楽しむ。抜群の相乗効果が期待でき、そして感動ではないのでしょうか。高山線にSLを走らせ誘客を図ることを、どのように考えられるのかお伺いいたします。

3点目は、各駅のパフレット作成は、です。2点目の質問におきまして高山線の魅

力を申し上げましたが、飛騨市内にある高山線の小さな駅を起点としてのパンフレットを作成し、小さな駅単位ではあるがそれぞれの魅力を掲載し、今人気のウォーキングも取り入れ、高山線の魅力を味わいながら、規模は小さいけれども本物を味わうことができる情報を発信し、誘客することができないかと考えます。

皆さん、「秘境駅」という言葉を聞かれたことはあるでしょうか。秘境駅とは一般に、鉄道路線と集落までの間に距離がある、登山などの目的の人が利用するのみ、昔は集落があったが消滅した、などの理由によって、人家のほとんどない地帯に存在する駅のことをいいます。２０００年代後半以降に、この秘境駅を訪問するファンや一般人も増えています。そして、「秘境駅へ行こう」という本も出版されています。市内の小さな駅は秘境駅とは違うかもしれませんが遠からず、と思います。

こんなブームも力にしながらパンフレットを作成し、高山線の普通列車を利用し、集客することについてのお考えを伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

おはようございます。それでは、北陸新幹線開業に向けて、１点目のイベント開催の予定は、についてお答えいたします。

まず、飛騨市の資源である雪を活用してのイベント、観光物産展を「飛騨市の魅力・首都圏発信事業」として休日の集客が見込めるＪＲ東日本、上野駅近辺で企画しております。詳細は現在計画中でございますが、岐阜県東京事務所や関東飛騨市会、民間企業も含め飛騨市を応援していただいている皆様にもご協力を仰ぎながら、６月下旬の土曜、日曜の２日間に実施する予定でございます。

また、高山市、下呂市、白川村との３市１村で構成する飛騨地域観光協議会では、岐阜県と共同で「北陸新幹線特別対策事業」を平成２６年度、２７年度の２カ年に各年度３、０００万円の事業費を投入して集中的に展開してまいります。内容につきましては、首都圏主要駅キャンペーンと大規模な広告宣伝事業、首都圏でのメディア露出を計画中でございます。

また、北陸新幹線開業にかかわらず間接的な誘客ＰＲとしては、ＪＲ東海との共同企画で東京駅、横浜駅でのキャラバン事業を実施してまいります。いずれにいたしましても、飛騨市と飛騨圏域が首都圏在住の方々に認知されるよう、効果的なＰＲキャンペーンとなるように努めてまいります。

次に、ＪＲ高山線にＳＬを走らせ、誘客につなげられないか、とのご提案でございます。

現在、全国で定期、不定期を問わず観光列車としてＳＬが運行しているのは、ＪＲ北海道管内３路線、東日本管内２路線と真岡鉄道、秩父鉄道もとおかの各１路線、ＪＲ東海管内１

路線、西日本管内2路線、九州管内1路線の合わせて11路線です。

ご提案いただいたように、高山本線でのSL観光列車の運行が実現すれば、北陸新幹線富山駅で降りた観光客を飛騨に引き込み、地域の活性化に有効な手段になることは間違いございません。以前、富山市、高山市とともにSLを観光列車として運行できないかとの話をJR側に持ちかけたところ、消防法の関係でトンネル走行ができないことや、駅の転車台設備や運転手、整備士確保の問題、また休止している車両再開にかかる維持経費に数億円かかることなど、前向きに検討はいたしましたが主に費用の面で断念した経緯がございます。

現在、飛騨市は高山本線強化促進同盟会の構成員として、北陸新幹線の開業を視野に入れ、高山以北の高速化による時間短縮や列車本数の増加、北陸新幹線との乗り継ぎの利便性の向上の3点を主な要望項目として、JR東海およびJR西日本に対して強く要望してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

3点目の各駅のパンフレット作成についてお答えいたします。JR九州の豪華列車「ななつ星」人気が続き、3月の列車ダイヤ改正に併せて雑誌「旅行読売」最新号でもローカル線特集が組まれるなど、鉄道の旅が見直されております。また、テレビの旅番組では秘境の駅が紹介されたり、鉄道を使った一人ぶらり旅などの個性化した旅行が紹介されたりしております。

そこで、森下議員ご提案の駅の魅力を高めて集客、誘客につなげる作戦でございますが、飛騨古川駅や飛騨細江駅、杉原駅は昭和を感じさせるレトロな駅舎でございますし、高山本線80周年記念事業では、オレンジと山吹色で馴染みのあるディーゼル気動列車「キハ40、48系」が観光列車として運行計画されるなど、鉄道ファン、写真ファンには魅力ある鉄道資源を活用しての誘客の可能性がございます。

また、地域の人がかかわる具体的なソフト事業として、飛騨古川駅前発展会では古川駅を起点として、通年で三寺めぐりができないかとの街中周遊プランの造成に向かっており、手始めに6月1日のJRさわやかウォーキングの際に協力実施をされます。また、古川町商工会女性部有志の皆さんが、独特の手書きでお店紹介を兼ねた古川市街地散策マップを作成していただくなど、目に見えたものができつつあります。

飛騨古川駅以外でも、株式会社美ら地球が坂上駅から種蔵までの里山サイクリングコースを実施しております。また、商品はできておりませんが、各駅を起点とした神社、仏閣や文化財を巡る散策コースや里山をハイキングするプラン、落鮎や在郷料理などの食や体験を絡めた周遊散策など、さまざまな小旅行商品が考えることができます。

今後も地域の方々のご協力をいただきながら、田舎駅が持つ魅力を発信しての集客、誘客事業の実現を進めてまいります。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

○10番（森下真次）

SLを走らせるということが、数億円かかるということを聞きまして大変びっくりし

ております。ちなみに、この数億円という中の一番多くかかるという辺りは、どのように捉えてみえるのでしょうか。金額的に一番多くかかるというのは、どの辺りにかかるということなののでしょうか、伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのご質問でございます。ＳＬを走らせられないかということで、以前高山市、下呂市と共同でＪＲ東海に要望して、数億円かかるということでお聞きしております。ちょっと内容につきましては、いくらでということは把握しておりませんので答えられませんが、２５年、昨年２月に高山市の観光課による調査によりますと、答弁のほかにＪＲ東日本、またＪＲ東海のほうに聞き取り調査を行っております。短期で賃借することも視野に入れまして、平成２４年末にＪＲ釜石線でＳＬの復興計画を発表しましたＪＲ東日本盛岡支社に問い合わせさせていただきます。

賃借につきましては、運行スケジュールが過密であって賃借は困難である。また、特殊な技術を持った機関士等が、スタッフが複数人必要ということで、人材確保の面で困難ということで回答を得たようでございます。

ＪＲ東海の協力なしではこの計画はできないため、ＪＲ東海にもお聞きしたところ、やはりＳＬ運行のためには資格を持っている社員がいなかったり、また必要な設備が整備されていない等の回答を得たことがございますので、よろしくお願いいたします。

○１０番（森下真次）

経費がかかると本当に大変なことだというふうに思いますが、何とかこの高山線には私はＳＬが本当に走るということが似合うというふうに思っています。

先ほど部長答弁の中でありましたように、マニアな方もみえて写真を撮りに来るといような違う面での効果もあると思います。今、私は宮川のほうに居るのですが、見ておりますと野口から宮川の杉原という駅の間ですけれども、昔のオレンジ色の列車が例えば２両編成で走ったりするのですが、そういったものに対しても多くのカメラのファンの方がみえて、雪が降っていても来ているような状況をずっと見ますので、このＳＬを走らせるということについては、思わぬところで違う効果が出てくるということも期待されますので、お金はかかるかもしれませんが何とか、こんなことを言うと叱られるかもしれませんがけれども、ＪＲのほうにもメリットがあるわけでございますので、何とかうまく話をまとめていただいて実現に向けていただければというふうに思います。

昨年でしたか、名古屋のほうの「あおなみ線」でＳＬが走った経緯もございまして、私もちょっと詳しいことはわかりませんが、ああいったような蒸気機関車をこちらへ引き込むということも可能なのかなというふうに素人考えで思います。またこの辺のことも研究していただいて、この高山線の魅力を上げていただきたいと思います。何とかこの北陸新幹線の開業が、この飛騨市にとって本当に良いものになるように、みん

なでやっていかなければいけないということを願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

育英基金の活用について質問をいたします。最近の日本経済はアベノミクス効果の影響もあるのでしょうか、円安により輸出企業が業績好調なニュース、また、何年ぶりでベースアップ実施かというようなニュースが目につきます。しかし、中小企業ではなかなかその声は聞こえてこない状況も報道されており、規模的に小さい企業が多く存在するこの飛騨地域では、その好調さをまだまだ実感することはできない現状です。

今、申し上げたような現状にある中で、平成20年頃から奨学金が返せないということが頻繁にみられるようになり、問題視されるようになりました。平成20年は、いわゆるリーマンショックにより世界経済が不況に落ちていった頃であります。この頃から、就職難や雇用されても非正規社員の身分が継続するという社会現象も現れ、収入が安定せず、高校、大学時代に借り受けた奨学金が、卒業後に返済が滞るばかりか、延滞金が生ずる事態が生じているというような報道が見られるようになりました。

奨学金は、入学金、授業料など学費の高騰、長引く不況の影響で家庭の経済状況が好転しない中で、現状では大学生の2分の1が何らかの奨学金制度を利用しているといわれています。最近の高校、大学進学率を見ると、高校では平均96.5%、また、大学では平成22年度の52.2%を最高に、23年度51.7%、24年度51.2%、そして昨年度25年度は50.8%となっています。なお、この大学進学率の低下は不況による影響とも、限界に達したともいわれていますが、いずれにいたしましても二人に一人の高校生は大学進学をしていることになります。今申し上げました大学といえますのは、4年制の大学、それから短期大学ということで、私はこの数字を出させていただいております。

日本最大の奨学金事業が行われている独立行政法人「日本学生支援機構」、この組織は国が資金を提供し運営されているものでありますが、この機構によりますと、平成24年度末において貸与総額は1兆円を超え、奨学金の要返済者約323万人のうち、33万4千人が返済を延滞しており、総額は925億円に達する現状を報告されています。全く驚きの数字であります。

貸与型の奨学金は、卒業後に安定収入を得て社会人として奨学金を返済し、後輩学生を支える制度であり、良い仕組みと思いますが、現実には非常に厳しいものがあると実感しています。市にも、飛騨市育英基金条例が制定され基金が運用されているため、その内容等について3点を質問いたします。

1点目は、飛騨市育英基金の現状と対応についてです。多くの奨学金利用があり、さらに上の教育を求める姿は望ましいと捉えています。

しかし、貸し付けに当たり、一般会計より基金へ繰り入れをしなければ運用できない状況と聞きました。このことは将来の基金に不安を感じるころです。その現状と今後の対応は、どのように考えているのか伺います。

2点目は、償還対象者に対する負担軽減ができないか、についてです。現在の条例にのっとり、市より奨学金の貸し付けを受けた場合、大学へ行くために4年間、月額最高5万円の貸し付けを受けた学生を想定します。貸付終了後の1年間は据置期間が認められたとしても、貸付金の支給を受けた月数に2を乗じた月数内において償還すると規定されており、月額2万5,000円、これを8年間となります。

奨学金のほかにも生活費として金融機関等から貸し付けを受ける場合もあると思います。この返済もしなければなりません。こういった状況を考えると、卒業後、就職しても大変厳しい生活が考えられますが、償還期間を延長するなど利用者の負担を軽減することはできないか伺います。

3点目は貸付額の上限変更はできないか、についてです。私立高校、私立大学の授業料は国公立より高い現状にあります。おおよその額であります。高校では国公立は12万円、私立32万円、大学では国公立214万円、私立文系360万円、理系492万円となっています。市の貸与状況は国公立、私立の区別なくされていますが、今申し上げたように差があるため、私立へ進む方には上限を上げることはできないか伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの森下議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。まず1点目の、飛騨市育英基金の現状と対応は、についてでございます。

飛騨市育英基金は、平成16年の町村合併時に約2億4,900万円でスタートし、以来、本年度までに、延べ296名が利用されています。市はこの奨学金制度維持のため、今年度までに約1億円の基金への繰り入れを行い、現在は約3億4,900万円で運営をしています。平成25年度では、奨学金利用者は86名、償還を行っている者が132名、償還据置および猶予期間の方が38名の合計256名となっている現状です。

飛騨市の場合、貸し付け基準、成績・所得基準を満たした全ての貸付希望者の方に、奨学金をお貸しできるよう今まで対応した結果であります。しかしながら、基金の財政事情は、非常に厳しい状態で、平成25年度の貸付額と償還額の単年度の収支では、貸付額が5,034万円、償還額が4,187万円となっており、単年度計算では847万円の不足、赤字でございます。この現行制度維持のためには、今後も平成30年度までに約1億円の育英基金への繰り出しが必要と試算されておりますが、今後も、成績と所得の貸付け基準を満たす、全ての貸付希望者に奨学金をお貸しできるよう、適切に対応していく所存であります。

2点目の償還対象者に対する負担軽減を、でございます。

議員ご指摘のとおり飛騨市の場合、最長で貸付期間の2倍の期間をもって償還するこ

ととなっております。具体的には4年制大学を例に申し上げますと、大学に進学した場合、4年間、毎月5万円の貸し付けに対し、240万円の貸し付け合計となります。償還は、1年の据置後8年間、96回で毎月2万5,000円の償還となる計算です。

岐阜県の奨学金制度の場合は、貸与月額3万2,000円となっており、10年償還で毎月の償還額が1万2,800円、高山市が貸与月額5万円、12年償還で1万6,666円、日本学生支援機構の場合は月額6万4,000円、18年償還で1万4,222円となっており、これらの制度と比較すると飛騨市の場合、毎月の償還額は2万5,000円であることから、8,000円から1万2,000円程度多い状況となっています。

卒業後の月額給料は、公的機関による調査では、全国平均の大学卒業後の平均的給与、手当等の額は、毎月17万250円と推測されております。大学を卒業後就職し、社会人としてまた、これから新しい家庭を持とうとする世代にとっては、日々の生活費のほかに奨学金の償還を8年間にわたり毎月2万5,000円ずつ償還することは、かなりの負担となっていると思われます。

当市の育英基金の今年度の利用状況は、貸付者総数86名、償還対象者132名であり、滞納者1名、督促件数が51件発生いたしました。未納者の方へは督促状、本人への連絡などで対応し、滞納者の方についても本人との話し合いにより償還の再開をしておりますが、償還者それぞれが大変に苦勞されている現状がわかりました。

毎月の負担軽減を行うための償還期間延長には、育英基金へのさらなる繰り出しという財政的負担が生じますが、高校大学を卒業し、社会人として、また新しく家庭を持とうとする世代への応援事業として前向きな対策に努力いたします。

3番の貸付金額の上限枠についてのご質問でございます。

大学の授業料については、私立大学は国公立大学より高額である傾向があり、学部、学科によりさらに金額の差が生じている場合が多く見られます。議員ご指摘のとおり、飛騨市育英基金運用規則では、国公立大学、私立大学など授業料の金額の差を考慮した貸付制度は行っておりません。市では、要綱の中で「経済的理由の基準」を設けており、貸し付けに係る所得基準の算定において、所得からの控除について国公立大学と私立大学とで差を設けて奨学金をお貸ししています。

具体的な例で申し上げますと、所得算定において国公立大学の場合は72万円の控除、私立大学においては87万円の控除となっており、給与所得者の方で平均4人家族の場合ですと、貸し付け基準額の上限を国公立大学の場合は755万円、私立大学の場合775万円と私立大学に進学される場合は、貸し付け基準額の上限を20万円多く設定しており、十分ではありませんが一定の配慮をしております。飛騨市を含む奨学金貸付制度を設けている自治体の多くが同様の制度となっています。

国公立大学と私立大学の在学費用の差については、十分理解しておりますが、奨学金制度は教育基本法で定められているとおり「能力があるにも関わらず、経済的理由によ

って修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」との考えに基づき運営されておりますので、ご提案の主旨は理解することはできますが、貸付制度の上限の変更については、現行どおりの運用を続ける予定でありますのでご理解をお願いいたします。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○10番（森下真次）

今、現状等を聞かせていただきました。据置期間を私は負担軽減をというふうに言いまして、そうしますと今度は基金の繰り入れということも発生してくることもわかりました。

また、私立の高校なり大学へ行ったときにはお金がかかるということで、この上限を上げるということになりますと、先ほど私が負担軽減をと言いながら、また返すお金のほうが増えてくるというようなこともありますので、この辺りにつきましては、ぜひ十分研究していただいて、この制度によって上の学校で学びたいという方に大いに役立っている制度でございますので、皆さんにこれが浸透して、それが跳ね返って飛騨市のためになるように、この運用をしていただきたいというふうに思います。

冒頭でまちづくりのことを言いましたが、私は昨年、島根県の海士町という所へ政務活動ということで行かせていただきました。その折に話を聞かせていただきましたが、町長が選挙で変わられたということでありました。その方のまちづくりに対する考え方が、前の方と変わったということで動き出されたようです。それに職員のほうも付いて動かれたということがありました。それを見ていた町民が、これはこのままでは私たちだけが、わがままという言い方は変ですけども、いろんなことで要望しているばかりではだめだというような動きが出て、人口2,300人くらいの町でありますけれども、町自体が協働ということで動き出すということを聞いてまいりました。これも一つの方法かもしれませんが、いろんな方法があると思いますけれども、ぜひこのようなことも含めていただきながら、この育英基金のことも含めて本当に飛騨市が良くなるように、まちづくりが進められることを祈念いたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔10番 森下真次 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時51分 再開 午前10時52分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に１３番、天木幸男君。

〔１３番 天木幸男 登壇〕

○１３番（天木幸男）

それでは早速でございますが、通告に従いまして３点につきまして大きく質問をさせていただきます。

１点目は、経済活性化のために元気なまちの仕掛けについて、でございます。広く農業、観光、商工に分けまして質問をさせていただきます。

市長は日頃「第二次総合計画前期基本計画では土台づくりに努めてきた。これを踏まえ、後期基本計画で示す施策の目的達成のために、具体的な事業を進めるには、近年、産業の社会構造が大きく変化してきており、従来型の手法では通用しなくなってきたので、大胆な転換を図らない限り、生き残れなくなる」と述べられております。一般論でございますが、「経済成長なくして、まちの発展はあり得ない」と言われていますように、確かに成長戦略があつて、福祉が後からついて来るものであります。

今年の当初予算は、合併１０周年の節目を踏まえ、新しい発想を取り入れた予算編成になっているようであります。その新たな産業政策について、予算概要説明で少し伺いましたが、方向性を確認するため、その姿勢と具体的な取り組みについて伺いたいと思います。

まず、農業部門でございます。昨日の池田議員と重複しておりますが、差支えない範囲内で答弁をお願いいたします。

１点目、今後の農業成長戦略と政策理念について、でございます。国の考え方は、農政改革元年と位置づけ、強い経営による「攻めの農業」のシナリオであります。それには農地を集約し生産現場の構造改革を進め「農家減らしと米減らし」の意図が働いている農政改革であります。

飛騨市もよく似た環境にありまして、他市町村は平均耕作面積５０アール以上が多い中でございますが、飛騨市は３０アールという零細規模農家でございます。規模拡大を図らない限り、農業を職業としては生き残れません。また、米減らしに対する生産調整も自然体では乗り越えられないまちであります。

そのような中で、国が打ち出した目玉は「飼料米」振興であり、主食米の一部を飼料米に置き換え、主食米の米価の安定と輸入飼料のウェイトの高いトウモロコシなどを保管する飼料自給率の向上を目指すと言っております。

そこで、私は、昨年９月の一般質問で飛騨市農政の基本的な考え方を伺いました。その時点では具体的な取り組みは明らかにされず、「農政改革の準備態勢として農業支援センターを立ち上げ、現場の声を吸い上げながら、新たな振興策を打ち出したい。そうして、重要な施策については農業支援協議会などで施策の立案を図っていく」と答弁され

ています。市長のおっしゃっている大胆な転換意識での改革予算とは、どんなイメージでの振興を想定され、今後の農業の成長戦略と政策理念を伺うものであります。また、当初予算には、作目や事業ではなくて、どのように特徴を盛り込んでの予算編成になっているかについて簡単に説明願います。

二つ目でございます。循環型社会の構築と環境にやさしい行動の実践として、仮称でございますが「土づくり活性化促進事業」の取り組みについて伺います。これは私の提言でございますが、一つのテーマとして仮称「土づくり活性化促進事業」の考え方について伺いたいします。

第二次総合計画の6つの基本方針の中に「飛躍する飛騨市に向けて、豊かな自然環境の持続を図り、循環型社会の構築や環境にやさしい行動の実践を促進し、環境への負担軽減に取り組むまちを実現する」と宣言されています。その取り組みの一つとして、飛騨市には吉城コンポという堆肥生産施設があります。この施設は、今日まで畜産振興と公害防止の二つの役目を果たしながら順調に成果を上げてきております。

また、市はこれまでに吉城コンポ施設の環境改善に大きな財政支援をしてまいりました。この施設をより発展させ、有機農業で活性化を図れないかということでもあります。この資源を生かし、耕畜連携の中で農業振興を図っていくことが、循環型社会の実現に寄与できるものと思います。せっかくこのような恵まれた戦略施設があり、また、個々の畜産農家の中にも土づくりを行っている先進農家もあり、蔬菜農家等に供給している現状にあります。

そこで、作物の農法には、さまざまなものがあります。有機肥料を与え、農薬を極力使わない有機農業にこだわった成長戦略、すなわち、環境にやさしく「安全安心な作物」としての優位性をアピールするのも一手法であります。政策課題として取り組む気持ちがないかであります。

この政策を本物にするには、行政の前向きな支援策でもって、市単独の「土づくり促進事業補助」として堆肥利用農家に対し一部補助をするなど、あわせて県単のクリーン農業補助などとの連携を図りながら、総合的に徹底した有機農業の誘導促進を図り、ブランド化を後押しする方法であります。どのようなお考えをお持ちか伺うものでございます。

三つ目に、区画を大きくする再圃場整備事業について伺いたいします。

経営マインドを持ったやる気ある担い手農家を育てるためには、飛騨市のような中山間地という条件不利地域の農地を改善し、作業効率と省力化を図らなければ、グローバルな社会に打ち勝つことはできません。したがって、生き残れる近代化を図ることが先決と思っております。当初予算を拝見しますと、小規模基盤整備事業に取り組む姿勢が伺われ、誠に結構なことであり賛同するものであります。

そこで、速やかな結果を出すためには、農地を整備しやすく、そうして担い手に魅力を感じずる優良農地から区画を大きくする再圃場整備に取り組むことが、スムーズな農業

改革の第一歩ではないかと思います。

昔の土地改良区のようにエリアを定めての団地単位圃場整備ですと、秩序ある圃場ができますが、これには相当の時間がかかります。これが成功の暁には、飛騨市が持つ可能性が開花するときです。そうして農業の相乗効果を発揮する手がかりができたときであり、担い手農家に安心と希望を持って活躍できる環境を整えてこそ、農業、農村全体の所得の増加につながる道だと思います。

また、この事業を円滑に進めるには、行政のリーダーシップと、地権者の協力が欠かせません。そこで、この事業に協力するには農地を所有していても、農地を貸している人が多い中で再圃場整備をするメリットが少ない地権者には、工事負担金を求めないくらいの 勇気ある政策こそが成功に導く取り組みではないかと思いますが、見解を伺うものであります。

二つ目の大きな観光部門でございます。一つ目に、従来型の観光を新たな変革によって活性化にどう取り組むか、でございます。

長年にわたって積み上げてきた観光施策、すなわち従来型の観光をどのような修正し、観光に力点を置いていくかであります。魅力のあるまちとは、自分のまちを良くしようと真剣に努力しているまちであり、それには航海図が要ります。はっきりした目標を持ち、自分のまちに個性を生かすこと、そうして次の発展につなげる発想でもって、PRも大切ですが、政治は結果であります。地域資源を生かした着地型観光の確立を図ると言っておられますが、具体的に新たな姿勢でどう取り組むかであります。

今の観光に付加価値を付けて活性化を図っていく姿勢なのか、新たな変革をして着地型観光を確立していくつもりなのかであります。先日、じゃらんリサーチセンターによる講演会を皆さんとお聞かせいただき、ふと思い出したことは、観光で元気を出すには総合計画、観光ビジョンなどをコンサルに委託しても、最後は観光でまちを元気にしようという人、愛着のある人がこのまちにどれだけいるかによって、まちが変わると結論付けられたと思います。

私も同感で、例えば、古川町には一週間にバス旅行者が1台来るか来ないかのまちを、観光を最重要施策として捉え「古川F・P・Cレポートこの1冊が未来を拓く」や「新観光戦略による100万人誘客構想」を提言という、将来に向かっての観光ビジョンを市民の手作りで創り上げ、それに行政が全力投球で応えたことが、観光地域づくりにつながったと思っております。飛騨市でのピーク時には年間160万人の観光客が訪れ、それ以降年々減少し、現在では108万人という寂しい思いでいっぱいあります。その核である、まつり会館の入場者も年間15万人から、現在は2万5千人。観光案内も年間2万人から3千人と激減してしまい、案内人の今後の行方は途方に暮れている現在であります。こんな思いの中で、市長の夢おこしの気迫と、市民の手作り夢構想のような市民の愛着を込められ、いつまでも真剣になっていただけるような魂の込められた、まちづくりレポート作成の気持ちがないかについて伺うものであります。

3点目の商工部門でございます。一つ目に、地元企業はどんなことを求めているかということでございます。

企業誘致や既存企業の拡大はタイミングと息の長い取り組みが大切であり、その心構えは失ってはならないと思います。

そこで、景気は、ようやく明るい兆しが見えつつあるものの、まだ地方には十分届いていない現状ですが、一日も早く回復することを願うばかりであります。

さて、飛騨市は商工課を立ち上げてから、おもてなしの心でもって、企業への「御用聞き」を日常的に展開していると伺っております。現場の要請に応えるべく、行政として前向きに支援していくということではないかと思います。どのような反応があり、また、その結果を踏まえた施策があれば伺いたいと思います。

次に、ウェルカムU・Iターン奨励金の見直しができないかということでございます。

議会においても議会基本条例を制定してから、産業委員会でも企業訪問を順次行っております。意見交換会でいろいろ伺いました。そのうち一点について伺いたいと思います。

それは、社長からでございますが「他県から飛騨市に来て働いている従業員がいて、それがわざわざ高山市から通勤している。その理由は、飛騨市での家賃が高いので何とかならないか」ということでした。この会社としては、「折角優秀な従業員を雇用しているものの、地元で住めるような環境ができていないので、何とかしてほしい。そうして、少しでも人口増と企業振興に応えるために、雇用住宅の増設、家賃補助の道が開くことができないか」との要望でありました。

補助要綱によりますと、奨励策は45歳以内で、就職してから6カ月以内に申請したものに、3年間家賃の3分の1の奨励金を交付する道が開かれていますが、もう少し拡大できないかであります。そのためには、奨励策の趣旨を最大限に生かし、大局的な視点で人口増と企業振興が図れるならば結構ではないかと思いますが、何とか見直しをしていただき企業の経営者の要望に沿った取り組みができないかと思うわけであります。それを伺います。以上、長々と申し上げましたが、それぞれ前向きな答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

おはようございます。はじめに、ご質問の1番目、経済活性化のための元気なまちの仕掛けについての中の農業部門、その第1点目の今後の農業成長戦略と政策理念について、からお答えをいたします。

国では、農業における担い手の農地利用を現在の約5割から8割に集積を進め、足腰の強い産業としていくための政策、いわゆる産業政策と、農業農村の有する多面的機能

の維持、発展を図るための政策、いわゆる地域政策を車の両輪として推進し、構造改革を加速させようとしております。

飛騨市においても、今年度組織しました農業支援センターおよび農業支援協議会での協議や農家との意見交換の中で、狭隘な農地の区画拡大を行い、やる気のある担い手への農地集積がなければ、産業としての農業の確立ができず、後継者に引継ぎができないとの意見で一致しているところでございます。

このため、第1に、再圃場整備の推進や大幅に制度を拡充する小規模基盤整備事業などによる圃場の区画拡大により条件整備を進めるとともに、担い手への農地集積を進め、競争力のある農業への転換を図りたいと考えております。

第2に、蔬菜分野では、市場等の意見も踏まえ、これからもトマトとハウレンソウを基幹品目として進めさせていただきます。

市場から絶大なる信用を得ているトマトについては、土壌病害の発生が顕著であるため、新年度において、土壌改良のための機械設備の購入補助を予算計上するとともに、栽培敵地への集積を進め、団地化を図りたいと考えております。

また、大阪、名古屋市場でのシェア1位を堅持しておりますハウレンソウにつきましては、共同集荷場の検討や春先と晩秋は標高の低い所での栽培、夏には標高の高い所での栽培など標高差による栽培体系の研究も進めたいと考えております。

県では、夏秋トマトの革新的多収穫栽培システム、反20トン取りの開発の研究や、ハウレンソウは、年4～5回作付の慣行栽培から、移植栽培と越冬栽培の組み合わせによる年8作の超多回数作付技術の開発に取り組んでおられます。

市としては、これらの技術が確立するまでの間に、新規就農者の確保や団地化などを進めたいと考えております。アスパラガス、ナス、ブロッコリー、グリーンピースなどは、第三品目として研究を重ねておりますが、現在のところトマトやハウレンソウに代わる品目ではなく、補完作物として振興していきたいと考えております。

次に当初予算の特徴でございますが、特徴としましては、農地の区画拡大のため大胆な補助拡充による小規模基盤整備事業を推進、トマトの新規就農者の確保のための研修施設整備事業や周辺一帯を新規就農者用の団地化推進地区に位置付け、トマト農家の拡大を目指します。

また、組織的に行う土壌改良に必要な機械設備への補助による生産力の向上や、アスパラガスの産地化に向けた支援も併せて行いたいと思っております。

なお、予算には反映されておませんが、県に設置される農地中間管理機構の事業を最大限に活用し、圃場整備や区画拡大、担い手への農地集積を積極的に進めたいと考えております。

次に、2点目の循環型社会の構築と環境にやさしい行動の実践として仮称「土づくり活性化促進事業」の取り組みについて、でございますが、堆肥を活用した有機農法につきましては、帰化植物の種子混入問題や、リン酸の過剰蓄積に伴う土壌病害の助長の可

能性など、慣行農法と比較して栽培技術が確立されているとは言い難い状況でございます。また、安定供給などの理由から、付加価値に見合った販売単価を実現するための販売開発が遅れている等の課題も多く見受けられるところですが、国において有機農業の推進に関する基本方針が取りまとめられるなど、拡大に向けた取り組みは顕著な状況でございます。

飛騨市におきましても、面積はわずかではございますが、環境保全型農業直接支払交付金を活用いたしました有機栽培を行う農家がございます。循環型社会の実現に向けた機運が高まりつつある状況でございます。

吉城コンポの堆肥は、生葉残渣と牛糞を混合し発酵処理したことで、窒素、リン酸、カリの三要素のほかに、ミネラルも豊富に含んだ特徴のある有機堆肥であり、せっかくの地域資源でもありますので、議員ご提案の土づくり促進事業につきましては、過去に吉城コンポの堆肥を活用した場合の助成措置や堆肥散布機械の貸与、そういうことが行われていた経緯も踏まえまして、生産者と充分協議し、再度の制度構築等を検討してまいります。

次に、３点目の区画を大きくする再圃場整備事業について、でございますが、当市の農業を足腰の強い産業とし、グローバルな社会に打ち勝っていくためには、やる気のある担い手農家に農地の集積、集約化を進め、圃場の区画を拡大し、農業経営の効率化を加速させることが不可欠でございます。市内の農家からも、現行の非効率な農地の利用状況では、後継者も育てられない状況にあると伺っております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、受益者分担金を出してまで土地改良事業による区画拡大ならびに集積、集約化に協力する農家、地権者は現実的にはほとんどみえないと想定されます。

そこで、区画を拡大し、地域の中心的な経営体となり得る個人や法人、集落営農等への集積を目的とした土地改良事業につきましては、その受益者分担金に相当する額を市が全額交付金で補填する「担い手集積奨励交付金制度」を創設いたしまして、受益者負担なしで土地改良事業を実施し、農業経営の効率化を加速させていただきます。

現在、各地域の中心経営体となり得るような法人や集落営農などへ意向確認などを行っております。ある程度ポイントを絞ってモデル的に事業を進めればと考えております。

当該交付金につきましては、具体的な事業の可能性が出た段階で予算計上をさせていただくとともに、事業の実施には地権者の協力が不可欠でございます。地域の実情に精通しました議員の皆様にも多大なるご協力を賜りますようお願いをいたします。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

それでは、観光部門の従来型の観光を新たな変革によって活性化に取り組むつもりか、

についてお答えをいたします。

飛騨市の観光産業を基軸とさせていくためには、平成24年経済センサス統計で示された宿泊業と飲食サービス業の売上高32億4,800万円を、いかに底上げするかが課せられた使命だと認識しております。参考までに、平成25年宿泊客数約10万2千人および日帰り客数約98万人として、高山市が観光経済効果の算定に使用している指標値で算定した場合、飛騨市の観光消費額は106億円となります。統計上で用いる指標数値と異なるため単純比較はできませんが、経済センサスの実態数値との乖離は3分の1以下であり、いかに飛騨市ではお金を落とす仕組みができていないことをあらためて痛感いたしております。

そこで、魅力ある町にするために航海図を描き、大胆な変革によって活性化に取り組むつもりがあるかのご質問ですが、大都市圏に近接し通年で集客が見込める外部資本によるテーマパーク型や、従来の手法であったハコモノ観光型および大胆なイベント誘導型での観光客誘導では、立地的にも時代的にもまた財政的にも無理があり、飛騨市の観光を活性化させる手段にはなり得ないと考えております。

しかし、他方では、古川町を例に挙げれば、まつり会館整備や街並み整備を行って以降の20年間は、新しい魅力を発信する次なるハード整備や訪れる観光客を楽しませる次の一手をこまねいていたために、新規顧客もリピート客共に増やすことができず、後発の観光地に大きく遅れをとったことは事実であり、こうした現実には認識していかなければなりません。

また、今更申すまでもなく、団体での観光施設見学や観光地を物見遊山で巡っていた旅行形態も時代とともに変遷し、観光も個人嗜好の多様化に対応しなければならない非常に難しい時代であることは間違いありません。

昨年来行っている堀川町線電線地中化による街並み整備を例に挙げれば、20年前の瀬戸川整備のときからそこに暮らしてきた方々も、次代を担う次の若い世代にもこぞって合意形成を得ることは、なかなか難しい社会になっていることは事実でございます。このことは、景観観光を売りにしようとしている昭和の面影が残る神岡の町でも、農村風景を堅持しようとする種蔵集落にも通じることであります。

このように、観光行政が難しい舵取りをしなければならない時代ですが、現在、まちづくり協議会交流促進部会を中心とした観光誘客まちづくり・地域活性化事業の策定において、さまざまな視点からもうかる仕組みづくりを構築し、宿泊、飲食サービスの売上高目標値を50億円にするための議論を進めております。

この策定業務においては、飛騨市の観光資源である施設、物、食、体験に対して、飛騨市に訪れようとする潜在観光客と提供する側である地元観光事業者との各資源の認知度の格差や、興味を引く観光資源であるか否かなどの意識の格差を数値で明らかにする「ギャップ調査」を行っております。

また、過去9カ月にわたり高山市や白川郷を訪ずれた観光客が飛騨市に立ち寄ったの

か、素通りしたのかといった行動パターン、せっかくレールマウンテンバイクに訪れた方々がそのままどこにも寄らずに帰ったのか、奥飛騨温泉などに向かったのかなどの行動パターンを追跡できる「GPS調査」を行っております。

今後これらの結果を踏まえ、飛騨市の着地型観光力の向上につなげるために、例えばまつり会館や匠文化館の再活用に向けた展示内容の見直しや、子供や若いカップルにも喜ばれる体験ソフト事業の展開、気軽に食することができる昼食やスイーツを提供できる店の発掘、訪れる皆さんを気持ちよく迎え入れる案内人ガイドの養成研修や宿泊経営者や女将によるおもてなし研修、2万6千人を集客するレールマウンテンバイクのお客様を神岡の街中に誘導して周遊させるプランの提供など、今までできていなかった部分でのきめ細かなソフト事業を展開していかなければなりません。

いずれにしても今の飛騨市の観光は、成熟した飛騨高山や白川郷、下呂温泉に勝る即効薬はありませんので、観光に関わる事業者相互がひと汗もふた汗もかいて知恵を出し合い、自分たちに関わる部分で観光誘客に努め、来訪客の滞在時間を増加させ、地道に観光消費額を積み上げることで、飛騨市の観光を産業として確立していかなければならないと考えております。

次に、商工部門の1点目、地元企業はどんなことを求めているか、についてお答えいたします。

平成20年4月に商工課を新たに立ち上げ、今年度で6年がたちますが、本年度は4月から本年2月までの間に、商工課を中心に約120件以上の企業訪問や面談等を行っております。その中で感じますのは、春先から秋にかけては、アベノミクス効果による景況感はあまり「良くなった」とは感じられることなく、都市部を中心とした状況でありましたが、秋以降からは徐々にですが、自動車関連や木工関連などに受注が増え始め、増産態勢に入る企業も現れております。新年に入りましても、受注は相変わらず好調で、残業やシフトを組んでの生産体制に入る企業も現れております。特に、地場産業でもある木工業は好調を維持し、年末の一時金についても、前年度を上回った企業もあると聞いております。

しかし、好調な企業がある中、円安による輸入材料や燃料費の高騰により、収益を圧迫されている企業もあり、全体的に見れば好調の中にも、一部には厳しい状況がうかがえると感じております。

こうした中、現在、企業が抱えている課題の一つとして「深刻な人手不足」が挙げられております。「求人をハローワークに提出しても応募が全くない」また、「営業サイドが受注するなら、人手を確保してから受注してほしい」と言われる企業もあり、リーマンショックや東日本大震災後の厳しい状況を思い返せば、状況が一変したと感じております。

こうした人手不足の対策としまして、市では、メール配信サービスを活用した「就職情報」を、昨年10月から開始しております。このサービスは、登録してある市民の方

に直接、雇用情報を配信するもので、開始から25件の情報を発信し、就業に至ったとの話も聞いております。

また、新卒の採用について、特に製造業の募集に対し、人材が集まらないことも課題の一つとして挙げられます。この件に関しましては、新年度から高山市との合同で開催しております「就職ガイダンス」年3回から年4回に拡充し、マッチングの機会を増やしたいと考えております。また、新年度において、地元企業を紹介するサイトを市ホームページの中に新たに立ち上げ、大学生を中心とした市出身者に対し、各種情報を提供し、地元企業に対する理解を深めていただくとともに、地元就職に結びつくよう努力いたします。

いずれにしましても、このサイトへの登録者数を増やすことが第一歩と考えておりますので、成人式や就職ガイダンスなど、あらゆる機会を通じて登録者数の増加に努めてまいりたいと考えております。

企業訪問を通じての活動でございますが、企業が工場拡張を計画しているときには、さまざまな規制や、それに伴う許可、調整が必要となります。そういった場合には、商工課が間に入り各関係部署との調整を図ることで、スムーズな事業推進へのお手伝いを行っております。また、「企業内で行われる英語研修の講師を探してほしい」等の小さな依頼に対しても、積極的に依頼に応えられるよう努めております。これからも積極的に企業訪問を実施し、企業からのご要望やご意見を収集することで、次の政策につなげ、事業者の活性化につながるよう努力したいと考えております。

次に、2点目のウェルカムU・Iターン奨励金の見直しができないか、についてお答えいたします。

この奨励金は、Uターン者およびIターン者が、市内の対象事業所に常用労働者として勤務し、かつ、市内の賃貸住宅に居住した場合には3年間、同じく、市内の賃貸住宅に居住し、他市での事業所に就業した場合には2年間、その家賃の3分の1を補助する制度です。平成24年度決算では18名を対象に249万8,000円を支出し、今年度においても、ほぼ同様の内容となる見込みでございます。

議員ご指摘の「他県から就職していただいているのに、飛騨市に居住していただけない」との件は、市としましても企業訪問の際に把握している課題でもあります。この制度は、近隣の高山市、下呂市でも同様な制度がありますが、市では平成24年度から「飛騨市の賃貸住宅に居住し、他市で就業する者」に対しても補助することとし、制度の拡充を図っております。

そういった中、今一度、制度内容の比較、そして「なぜ、飛騨市に住んでもらえないのか」の要因を検討し、さらに、市内企業および該当者にこの制度そのものが浸透していないことも考えられますので、そういった対応も含め検討してまいりたいと思っております。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

○13番（天木幸男）

盛りだくさんの答弁をいただきました。私もどっちやらこっちやらわからなくなってきたのですが、前後しますけど1の3番、区画整理の圃場整備の関係をちょっと聞かせていただきたいと思います。

これにつきましては、今説明がございましたように畦畔の除去程度だということで、ないようにも説明がございました。これにつきましては、私はこれをもう一つ広げていただいて、高低差の解消。田んぼがつながっている場合の差が。この部分くらいは何とかうまくできれば、田んぼが大きくなるだろうということです。これが1点。

それから、地権者が違っている場合に、どうしても除去したくてもできないという方がありまして、意欲があってもそれにはできないという関係がございます。そういうことも何とかこの中で悩みを解消してできればということを思います。これが、あくまで解消することの一つの構造改革ではないかなということを思うのですが、この辺について私が今聞いているところによりますと、畦畔の除去程度だとすると、さわり程度でございしますので、もう少し歩進めていただいて、登記手続きとかああいうことをしない範囲内で、もっと前向きな姿勢が示せれないかと思うのですが、どうでしょうか。質問いたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

このことにつきましては、農業支援センターを立ち上げまして、これから飛騨市の農業を背負っていただく方の意見を聞きながら決めたこととございます。やはり、後継者不足を解消するには、これから機械化農業でございまして、特に古川町のこの町中の所で道水路を整備した関係上、4アールちょっとと1枚がそんな小さな田んぼばかりでございしますので、これを若者に継がせるには無理があるというようなことで大きくしたいということとございました。

この中で、やはり昔ですけれども個人負担をたくさん出して、道水路整備したものを新たにまた全てを変えてまでやるということにつきましては、抵抗があるのではないかなというようなことも含めまして、とりあえず畦畔の除去というような中で区画を大きくすればどうかというような思いがあって、皆さんもそういったご意見でございました。しかしながら今、天木議員がおっしゃいましたように、高低差のある所、限りがございますので、この辺につきましては今後「やりたい」、「大きくしたい」方のご意見を聞きながら、できる限りの応援はしていくつもりでおりますので、今後そういったことは検討していきたいというふうに思います。

また、特に今ほど言われました所有者の問題ですね。例えばですけど1枚真ん中に他人の土地がありまして、前後に自分の土地があったとしても、全て1枚にしようかと思うと、その人の了解を得なければならないというような問題がございますので、これら

につきましても、そういった土地の所有者に対する問題を解決できるような組織づくりといえますか、それに手がけていただく人も当然必要だと思っていますし、また現在、委託をしてみえる田んぼがどこどこにあって、誰が作ってみえるかというようなことも図面に落としながら検討をしていった中で、しっかりとした今の所有者の問題も解決できるようなシステムを作ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○13番（天木幸男）

非常に前向きな姿勢でご答弁いただきまして、ありがとうございます。今後とも大きな目で捉えてもらわないと農業の改革はできません。ぜひ、頑張ってくださいと思います。

昨日も池田議員から質問されたと思いますけれども、今も一部入っていたのですが、試験場との共同研究をしていただいて、本当に成果が上がりつつあるということで非常に期待をしております。そういう中で、新規作物で、そこまではいいのです。奨励するまではいいのですけれども、それから後を農林課はどう考えているのか。どう考えているということは、農家におろしたときに、それをどうやって農家に魅力的な現場を作ってやるかということだろうと思います。

部長から聞く前に、私が答弁をさせてもらうような形になるかと思うのですが、私の考え方としては、考えが古いかもしれませんが、新規作物を試験場で奨励する場合にいくつかのモデル農家を作ってもらって、展示圃を作ってもらう。そして、関心のある農家、どうしようかと迷っている農家を、やはり実際に見てもらうことが大切ではないかということを、私それが第一歩ではないかということを思っております。そのためには、やはり現地見学の機会を作るということ。それから、やる気の農家に絞って農家が農家を育てる形を作り上げるということも大事ではないかということを思っております。

それから、試験展示圃の提供者には、もうかる秘訣というものをやはり説明してもらわないと、誰も農家は付いてこないと思うのです。ですから、それについては展示圃を出す提供者には、なかなか手間も暇もかかって語らなければならないということがありますので、やはり予算の中で今見ましたけど何もないのですが、やはり謝礼くらいは予算に組んでもらって、そうやって前向きに一人一人を誘導していくということが私は大事ではないかと。これを一言で言いますと、機関車農家を走らせて産地を広げていくという意欲が必要だと思うのです。ぜひ、その辺を現場の広がりを作っていく上において、部長はどう考えているのか。私は、こういうことをしたらどうかと提案をするのですが、どうですかその辺。答弁をお願いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

おっしゃいますとおり、飛騨市には県の立派な研究機関というのがございますので、

できるだけ連携はしっかり取っていききたいと思いますし、実際、試験場におきましても展示圃ということで、委託されている部分もございます。今言ったように、引っ張っていく上でも展示圃の人たちに対して何らかの見返りがあるようなことも考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○13番（天木幸男）

それでは、ぜひ農業振興、観光農業というものは、やはり起爆剤として非常に重要なことですので、ぜひ頑張ってくださいと思っています。時間も下がりますので、次の問題に入らせていただきたいと思います。2点目の飛騨市合併10周年の残された課題は、ということでございます。

飛騨市が合併して10年がたち、2町2村が一体となりまして合併効果を発揮しながら、次の世代に引き継がなければならない節目の年となったわけでございます。今日まで合併協定に沿って進めてまいりましたけれども、おおむね一体化になったと思いますが、所期の目的がどの程度に達したかについて伺いたいと思っています。

一つ目に、合併協定における未決課題があるかどうかということでございます。

合併協議会で決定された中で、一体的に進めなければならない重要な未決課題があるとなれば、どのようなものがあり、何件、どのような組織があるかについてお伺いいたします。

二つ目に、協力金など足並みの揃った付き合いができないかということでございます。

他市では、町内会とか自治会という字のごとく、自ら治めるものだから行政がとやかく言うのはおかしいとか、自治会に口を出すのは好ましくないなど、いろいろな自治体組織がございます。それぞれの地域に根付いた地域づくり活動が行われているわけでございます。

そこで、飛騨市の自治会是他市の自治会と少し性格が異なっておりまして、飛騨市の区長会の位置づけは、条例に基づいた自治体の末端組織として、非常勤特別職としての位置づけとなっております。市長の権限に属する市民連絡事務等を委嘱し、分掌する仕組みとなっております。区長さんには大変ご苦労をおかけしており感謝申し上げますとともに、今日まで何ら問題なく順調に進められてきているわけであります。

この仕組みは、飛騨市にとってなくてはならない組織として定着し、行政の一端を担っていただいているところであります。この方式は、全国的にまれな地域づくり活動であると私は伺っております。そこで、次の点についてお伺いいたします。

旧古川町時代にも少し問題になりました。旧4町村がそれぞれのやり方で地域づくり活動を進めてまいりましたけれども、合併によってより足並みが揃っていないところが生じており、改善ができないかとの意見がございました。

古川を例に申し上げますと、合併前から区長会が中心となって、社会福祉協議会会費、各学校の校下会費、社会体育委員会区協力金、消防協力金、体育協会協力金、文化協会協力金、赤い羽根・青い羽根募金、消防協力金、歳末助け合い共同募金、日本赤十字社

社資、飛騨慈光会後援会費、飛騨護国神社奉賛会費などの協力費があります。この中には、税外負担に該当し行政が直接取り組まなければならないものなど、判断に苦しむところもございますが、今日まで当たり前のように、区の総会などで検討され、区費として対応するもの、個々に区で集められるものなど、市民挙げて善意の気持ちで協力してまいつているわけであります。この取り組みは、旧町村でバラバラの取り組みの実態であります。

ところが、市民の中には飛騨市が合併したのだから、そろそろ飛騨市全体で、この際足並みを揃えたらどうかとの意見がございました。この件については、素晴らしい奉仕精神が芽生えていることですし、この趣旨の輪を飛騨市全体に可能な限り広げ、一体化した飛騨市実現に近づける節目としてのいいチャンスではないかと思うわけであります。

この件については、区長会が決めるものとはいうものの、地方自治法第157条には、市長は公共的団体の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができることになっておりますし、市の事務の一部を委嘱しているのですから、この際、飛騨市市民が等しく付き合える環境作りが必要と思いますが、どのようにお考えか伺うものであります。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、飛騨市合併10周年の残された課題について、お答えさせていただきます。

1点目、合併協定における未解決課題についてですが、飛騨市合併の際に、事務事業に関する調整項目が1,481件あり、そのうち362件につきましては「新市になってから調整する」という方針になっていました。平成18年12月現在で、調整完了が307件、調整中が55項目ありました。現在、残っている未調整項目は、「商工会及び商工会議所の統合」、「農業改良組合の任期及び組合数の減少について検討し、規則を作成すること」、「市運行バス全般の見直し」、「下水道事業分担金、受益者負担金、負担金の減免、新規加入金」、「学校給食負担金、事業運営」の12件であります。これらは現在、調整中のもの、長期的に統一を進めるもの、地域事情を考慮し当分の間現状維持するものがあります。関連する組織としましては、古川町商工会、北飛騨商工会、神岡商工会議所、農業改良組合となっております。

合併の課題は、一見、調整されたように見えますが、運用上は統一ができないものがあります。同じような団体でありながら、使用料の取り扱いが異なっていたり、補助金が交付されていたり、また、公共的団体についても、減免・免除の調整ができていないなど、方向性は調整されたものの、運用上、統一できていない部分が相当数残っているものと思っております。

次に2点目でございますけれども、協力金など足並みの揃ったお付き合いができない

か、ということですが、飛騨市では、議員ご発言のように、飛騨市行政区等設置条例に基づき、市民との円滑な連絡調整を図るため、行政区などを設置し、その推薦に基づき代表者、区長、自治会長を委嘱しております。行政が円滑に運営できるのも、日頃の区長、自治会長さんの大変なご努力のおかげと感謝しております。

さて、議員ご提案の協力金の調整についてですが、地方財政法第4条の5は、寄付金を割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならないと規定されております。そのため、協力金はあくまで各団体が区長会等に依頼をされ、区長会等が了承されて徴収されており、市がそこに介入し調整することはできませんので、どうかよろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○13番（天木幸男）

ありがとうございました。なかなか未決課題については、時間がかかることでございますので、ぜひ前向きに取り組んでいただければということを思っております。協力金の問題につきまして、やはりいろいろな問題、難しい問題がございますので、これ以上、私は触れません。よろしくお願いいたします。

それでは次の課題に入ります。飛騨市都市計画マスタープランの策定について、でございます。昨年12月11日の全員協議会において、飛騨市の都市計画マスタープラン案の概要策定を伺ったところでございます。これに関連して伺いたいと思います。

都市計画マスタープランの概要版の発行はいつごろか、ということでございます。第二次総合計画書には、将来の都市構造を4町村の土地利用計画を基本にして、平成22年に統一した土地利用計画書を策定すると実施計画に掲げられております。

一方、都市計画マスタープランは古川町では平成8年に、神岡町では平成14年に策定され現在に至っております。そうして、第二次総合計画に即し、整合、意見反映させた都市計画マスタープランを策定することとしております。

我々は、飛騨市が合併してから初めて飛騨市の都市づくりといたしますか、都市計画マスタープラン構想案を見せていただいて、先般全員協議会で伺ったわけですが、いつごろこの概要版の全体像を市民に示されるのかということについてお伺いいたします。

二つ目には、国土利用計画と都市計画マスタープランとの関わりについてでございます。飛騨市国土利用計画書は策定しなくても、都市計画マスタープランが独り歩きしてもいいのか。この辺の関連性をお聞かせいただきたいと思います。土地利用計画につきましては、企画商工観光部が部署でございますし、都市計画マスタープランは基盤整備部でございます。この辺も問題がありますので、その辺も併せてお聞かせいただきたいと思います。

3点目には、旧都市計画マスタープランの未着工部分は継承されるのか、ということでございます。旧町村で策定された既存の都市計画マスタープランは、旧都市計画マスタープランに決定された路線の未着工の幹線道路網が存在していると思います。その部

分は継承されるのか、どの程度参考にされ受け入れられるのかどうかについてお伺いいたします。

四つ目には、今後も合併前の旧4町村の土地利用計画で進められるのか。また、飛騨市の将来道路網構想提言書との関わりについて聞くわけですが、飛騨市の国土利用計画は、合併当初の4町村の土地利用計画の全体像を示されないまま今日に至っております。一時期に地元の意見の集約をされたことがありましたけれども、人事異動などで立ち消えとなっているのではないかと思います。具体的な実施計画である都市施設整備とか、市街地の開発事業等はどのような位置づけになり、市民の声を取り入れられたものになっているのか。今後の取り組みと飛騨市将来道路網の構想提言書との関わりについてお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

飛騨市都市計画マスタープランの策定についてお答えします。

都市計画マスタープランは、都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものであり、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな筋道を明らかにするものであります。

飛騨市における都市計画マスタープランは、合併後も旧古川町、旧神岡町のマスタープランのまま現在に至っており、飛騨市としての計画が必要であること、また平成22年に県が改定した都市計画区域マスタープランとの整合を図るため、今回計画の策定を行ったものであります。

これまでの経緯としましては、平成22年度から23年度にかけて検討を進め、昨年9月にパブリックコメントを実施し、市民から募集した意見を反映した計画案について、飛騨市都市計画審議会の審議を経て、12月に都市計画マスタープランの告示を行ったところでございます。

1点目の都市計画マスタープランの概要版の発行はいつごろかについてお答えします。

都市計画マスタープランは、昨年12月19日に告示を行い、現在、市役所基盤整備部都市整備課および各振興事務所で閲覧できる状況となっており、概要版の発行につきましては予定をしております。

2点目の国土利用計画と都市計画マスタープランとの関わりについてお答えします。

国土利用計画は、国土利用計画法に規定されている「公共の福祉や自然環境の保全を図りつつ、生活環境の確保と国土の発展を図る」という基本理念に基づき、国、都道府県、市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する基本的かつ総合的な長期計画で、市町村は都道府県計画を基本として定めることができるものとなっております。

しかし、飛騨市国土利用計画につきましては、平成22年度から23年度にかけ企画部局で検討を行い、計11回の地域座談会における意見交換を経て素案を作成しましたが、意見の調整等に時間を要し、現在計画を策定するまでには至っておりません。都市計画マスタープランは、上位計画である国土利用計画に即したものとすることが望ましいとされていますが、今回は先行して策定を行いました。

3点目の旧都市計画マスタープランの未決事項は継承されているかについてお答えします。

都市計画道路につきましては、旧マスタープランに位置付けられた路線は今回のマスタープランに全て位置付けており、飛騨市全体の整備状況は整備率で見ますと、旧マスタープラン策定時の58.6%から現在では64.7%となっております。

なお、未整備路線につきましても、今回のマスタープランで位置付け、今後も整備促進を図ってまいりたいと考えております。

4点目の今後も合併前の旧4町村の土地利用計画で進めるのか、また飛騨市将来道路網構想提言書との関わりについてお答えします。

土地利用基本計画は、国土利用計画を基本として土地利用の基本的な方針を定め、県が定めることとなっており、都市計画法などの上位計画として、土地利用に係る総合的な調整機能を果たしているものであります。

岐阜県においては、平成23年4月に土地利用基本計画を改定しておりますが、飛騨市においては、合併前の旧町村における土地利用基本計画はなく、企画部局で平成24年3月に構想を作成したものの、計画を策定するまでには至っておりません。

今回の都市計画マスタープランにつきましては、上位計画である県の土地利用基本計画や市の構想を踏まえて策定してまいりました。

また、飛騨市将来道路網構想は、飛騨市が必要とする道路網のあるべき姿を市民と行政が一体となり、経済、防災、市民生活の3つの視点で検討したものであります。その内容は、市内循環ルートの整備、富山・北陸方面との連携強化、白川・北陸方面との連携強化の提言なされており、今回の都市計画マスタープランにおける道路の整備方針に反映しております。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

○13番（天木幸男）

ただいま聞かせていただきまして、よくわかりました。私も18年の9月に一般質問をいたしました。そのときに、土地利用計画を作ったらどうかということで提案をしたら、4年たって検討委員会が立ち上がりまして、土地利用審議会も制定されました。その後、今日まで何年たったでしょう。長い道のりでございますが。

そこで、申し上げたいことは、私の一つの例でございますけれども、先般2月21日に商工会と産業委員会とで意見交換をいたしました。しょっぱつで出ましたことは、古川駅裏の上気多地内の土地を何とかできないか。そして、農地がだんだん宅地になって

しまっている、あのありさまを見よ。ということを言われました。私も前に一般質問をさせてもらったのですが、何も進んでいないというのが現実でございまして、駅裏には、ご承知のように病院が既に3つも建ちました。田んぼの中に病院が二つ建ちました。こういう現実がございます。

しかしながら、現場は農業振興地域なのですね、あそこは。ですから、その開発が進んでいる現実を見て、何とかこの辺も土地利用計画を絡めていただいて、ぜひ前向きに回復しないと、こんな都市計画マスタープランとか国土利用計画なんてものをただ持ち上げていても、現場が動かないのではどうしようもないと思うのです。ですからもっと、計画書は一つでいいのですが、きちんとそういう市民の声を吸い上げていただいて、現場が活力あるといいますか、整然としたまちづくりにめがけて今チャンスでございますので、市長の見解を、取り組みをもう一度聞かせていただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

思いにつきましては、後ほど市長が答えさせていただきまして、実務的なことを申し上げさせていただきます。

土地利用計画が現在滞っている最大の原因は、農業振興地域が除外できないということでございます。これは県との協議も進めているわけでございますが、平成22年に国が国の食料自給率をアップするという方針を決めた以降、農地の転用につきましては一切認めないという強い方針が示されております。特に、2ヘクタール以上の国との協議が必要な農地につきましては、一切認めないということを現在進めていまして、土地利用計画を仮に策定いたしましても、それを運用できないというような現状にあるわけでございます。

具体的に申し上げますと、東濃のほうで東海環状自動車道ができましたが、その用地につきましても農地転用ができないために、現在、工場団地につきましても、丘陵地帯を削りまして工場団地にするというような方向で進んでいるわけでございます。こうした大きな流れの中で、現在のところ滞っているわけでございます。今後の方針につきましては、市長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

◎議長（内海良郎）

正午になりましたが、天木幸男議員の一般質問終了まで続けます。続いて答弁を求めます。

△市長（井上久則）

私も今副市長が申し上げましたように、この農地転用がこれだけ難しくなってきたということは最近知りまして、びっくりしているわけでございます。

それから、今後の飛騨市の土地利用につきましては、これから飛騨市を背負ってくれる若い職員が先頭に立って、どうすべきかというようなことを検討してまいります。

そういったものを踏まえながら、今の農地転用が難しくなったのですけれども、飛騨市として今後の土地利用をどうするかということを、前向きに今検討をしているところでございます。時間はかかっているわけですが、いろんな諸条件が重なってきまして難しくなっていることは確かでございますが、しかしながら、こういったものを作らずに、ただ虫食い状態にしたり、そういったことにつきましては、これからの飛騨市にとってはよくないことだというふうに思っておりますので、前向きにといいますか、なるべく早い時期にしっかりと方向付けをさせてもらいたいというふうに思っています。

○13番（天木幸男）

ありがとうございました。やはり、こういう法に基づいて1筆、1筆除外するしかに道はないということをお聞かせいただきました。そのとおりにまた応えていってやらなければならないかなと思っております。

今、関連付けて市長にお礼を申し上げるのではないのですが、平成8年の都市計画マスタープランを計画されているJRの横断道路でございます。これは、予算の中に18年ぶりでようやく都市計画道路関連として出てまいりました。私としましては、何度もこの辺については訴えてきたのですが、やっとで日の目が出てきたというようなことを、私、本当に喜んでいるところなのですが、ぜひこれが実現できるように厳密な調査をしていただいて、それに対応できるようにご努力をお願いしたいということを思っております。

時間がまいりましたので終わりますけれども、私が今まで申し上げました元気なまちになる施策をぜひ取り入れていただきまして、新しい道を切り開く、気迫をもってすれば必ずや道は開けるということを信念を持っていただきまして、ぜひお願いをいたしたいと思います。これで終わります。ありがとうございました。

〔13番 天木幸男 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩いたします。なお、再開は午後1時いたします。

（ 休憩 午後0時03分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開いたします。12番、谷口充希子君。

〔12番 谷口充希子 登壇〕

○12番（谷口充希子）

皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、通告により質問させていただきます。今回、大きく4点についてお願いいたします。

まず1点目は、学校給食についてでございますが、皆様ご存じのとおり日本の和食がユネスコの世界遺産に登録されて、日本の和食文化が世界中に注目されているところでございます。その折、世界の一流シェフに日本の食材についてのアンケートが行われました。その結果、日本の食材のすばらしいと思うもののベスト3を挙げていただきますという答えが、第1位が牛肉、第2位がお米、第3位がトマトということをし、そのとき解説者が言うておりましたが、この3品目ともこの飛騨市に全てあるもので、私はすばらしい環境のもとに私たちが住んでいるということを改めて痛感いたしましたことを覚えております。この「食」のことについてでございます。

学校給食についての本題に入りますが、我が家では毎日4人が学校給食のお世話になっております。とてもおいしいと評判が良く、夕食時には給食の話で会話が弾みます。少し調べてみますと、栄養はもちろんのこと、カロリー計算や子供たちが喜ぶ工夫がなされております。例えば、主食は麦ごはん、パン、麺とバラエティに富んだものになっており、毎回違うものになっております。時には郷土料理やセレクト給食、季節の行事に合わせた1品も出るようで、子供たちはとても喜んでいただいております。

さて、国の方針では、平成27年度学校給食を国産食材80%以上使用するということを目指しております。何よりも日本の食材は安心安全という折り紙つきで、海外でもそれを認めているところでございます。また、農水省のほうでは、学校給食を地場産食材の利用拡大推進事業という取り組みがなされ、モデル事業の補助制度も行われております。地場産の食材を給食に利用していただくことは大変理想的で、子供たちの肉体的発達にとってもすばらしい効果があるというふうに思っております。

昔から言われている言葉に「身土不二」や「四里四方」という言葉があり、この言葉には深い意味があると思っております。地場産食材で給食が調理されるならば大変喜ばれ、理想的な給食になるのではないのでしょうかと思っております一人でございます。

一方、課題もでございます。地場産食材の場合には、材料のサイズがふぞろいの場合、どれだけ給食センターの理解と協力が得られるかということ。また2点目には、地域の生産者が確保できるか。三つ目は、冬場にはご覧のとおり雪が一面を覆いますので、葉物野菜が取れないという地域事情があります。それらをどのようにクリアするのかが求められておりますが、そこでお伺いいたします。現状、地場産食材は何%くらい使用され、国産食材は何%使われておりますでしょうか。2番として、今後の利用計画、地場産食材の計画はどのように考えられておりますかお尋ねいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

それでは、谷口議員のご質問にお答えさせていただきます。1点目の、現状、地場産食材は何%くらいか。また、国産食材は何%くらいか、のご質問でございます。それでは、現状についての説明をさせていただきます。

市の直営管理施設は、神岡給食センター、河合小学校、山之村小中学校の3施設があり、平成25年度で保育園60名、小中学校で758名を対象とし、古川国府給食センターでは、古川町内小中学校3校、保育園2園、高山市国府町内小中学校の各1校と保育園1園および平成25年4月開校の県立飛騨特別支援学校に給食を提供し、保育園では505名、小中学校で2,341名の合計3,664名に日々「安全で安心な」給食の提供を行っています。

給食の内容では、ほぼ毎月行事食、地場産食材を使用したメニューにより、5月には「子供の日メニュー」かつお、柏餅等でございます。また、12月は「冬至メニュー」ということでかぼちゃ料理、1月にはおせち料理などでございます。

また、地元産食材といたしましては、4月にはオリナ、アサツキ、6月にはニジマス、10月にはナツメ、栗、これらの旬の食材を利用した給食を提供しております。また、バイキング給食、セレクト給食など、楽しい給食にも力を入れており、調理レシピをホームページに掲載いたしまして、ご家庭でも学校と同じ料理ができるよう公表をしております。

また、アレルギー保持者対策としまして、食物アレルギー対応食の実施。食材の安全対策として、放射性物質スクリーニング検査を毎週実施しており、随時ホームページで公表をしております。

給食センターの基本方針は、一つ、栄養のバランスのとれた給食。これは、健康保持増進を図るため、多様な食品を組み合わせた栄養バランスのとれる給食。2、望ましい食習慣を形成する給食。給食を通して楽しい食事の理解と我が国や各地域の優れた伝統的食文化、これを行事食として取り入れた個性があり、おいしい給食の提供。3、安全な給食の提供。職員資質の向上と衛生管理の徹底。4、給食を通しての学校、保育園、家庭および地域との連携。食物アレルギー対策、給食試食会、地産地消の推進を図ることで、家庭、地域との連携を深め、食育の推進を図る。この4項目推進のため、栄養士をはじめ各調理職員は日々努力をしております。

地産食材の使用頻度、そして国産食材の使用%でございますが、食材は麦、米など主食類、野菜類、果物類、魚、肉類と大きく区分され、野菜類では、アキシマササゲ、トマト、ハウレンソウなど42種目。果物類は、オレンジ、バナナなど10種類。魚類はシシャモ、サバなど14種類。肉類は、牛、豚、鳥の3種類を主に食材として利用しております。

市内を含む飛騨市、高山市での地場産食材では、トマト、ハウレンソウ、キャベツ、リンゴ、牛肉など18種類を使用し26.7%となっており、国の使用目標値である「学

校給食における地場産物を使用する割合を３０％以上とすること」には４％ほど達して
おりませんが、主食である米は全て地場産、野菜類では、オリーナは４月、ホウレンソウ
は４月から１２月、トマトは７月から９月、ジャガイモは８月から１１月、リンゴは９
月から１２月など地元野菜、果物の収穫期に合わせた献立を工夫し、可能な限り地場産
食材利用に努めており、月別の利用割合では９月が３６％、１０月が３１％となってい
ます。基本的な考えとして、地元生産食材で収穫可能な時期は極力地元を使い、収穫で
きない時期は、やむなく他の地域の食材を使用する考えです。

国産食材使用率につきましては、神岡給食センターが８４．１％、古川国府給食セン
ターが９２．７％となっており、バナナ、オレンジ、シシヤモ、カレイなど国内調達
が不可能な食材のみを外国産に依存し、学校給食における国産食材を使用する割合８０％
以上につきましては、市内給食センター全てが達成をしております。

２の今後の計画はどのように、ということですが、国の目標値である国産食
材８０％以上の継続を維持し、引き続き「安全で安心」を第一として、メニューに工夫
を加えたおいしい給食提供に引き続き努力をいたします。

地場産食材を使用する割合を３０％以上とする目標達成につきましては、アスパラガ
ス、枝豆、ブロッコリー、シイタケ、地元での生産が推進されております食材がありま
すので、地元農家さんとのつながりを深め、地場産食材に協力していただきたいと考
えております。

前段で述べましたように、地元食材には収穫期の関係もあり、使用品目と使用期間が
限られますが、他の部局や生産者の皆様と連携し一品でも多くの地場産食材の利用を進
めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○１２番（谷口充希子）

大変丁寧なご答弁ありがとうございました。

１点だけでございますが、私が２月の給食を調べておりましたところ、米のところに
「ハツシモ」と書いてありましたけれども、先日、中山間試験場の報告会にも行きました
が、食味のほうは「コシヒカリ」も「ハツシモ」もどちらもＡランクで食味のほうは
そうなのですが、今ほどの答弁でお米は１００％というふうにおっしゃったのですけ
れども、その辺はいかがですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

ただいまのお米の関係ですけれども、今は「コシヒカリ」ということで１００％地場
産のものを使用しております。

○１２番（谷口充希子）

では、記載されていた「ハツシモ」というのは美濃のほうしか取れないというふう

私は認識しているのですが、私の認識間違いでしょうか。そのように表示してありましたのです。給食のメニューが書いてある所に。希望ですし、課長が言われるように100%地元の「コシヒカリ」というかお米というふうにおっしゃっておられれば、そうなのかなと思いますけれども、私はそのように見ましたのでちょっとお聞きしたかった。確か「ハツシモ」は、この飛騨地方では取れていないというふうに思いますが、どうですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

正確な答弁になっていなければ申し訳ありません。「ハツシモ」につきましては、主には岐阜方面かと思います。そして、私も手元に全ての米の種類は持っておりませんが、私の確認したところでは、飛騨地域の「コシヒカリ」を使っているということで確認はしておりますので、よろしく願いいたします。

○12番（谷口充希子）

ありがとうございます。では、次の質問2点目でございますが、空き家、空き店舗の活用について、でございます。

この問題については、過去にも何人かの議員の方が質問に立っておられます。今回、私は違った視点での空き家、空き店舗についてお尋ねしたいと思っております。

市では町中^{まちなか}の空き家、空き店舗が問題になって久しくございますが、加えて空洞化現象も心配されております。新年度予算の中に、空き家情報のデータベース作成費用も計上されていて、多くの人が情報を共有できるということは一歩前進したというふうに思いまして、大変喜ばしいことだというふうに考えております。しかし、何よりもこの町で生活している人が、生き生きと喜んで年を重ねることがとても大切ではないでしょうか。

例えば、空いた家や店を利用して高齢者が集う場所を提供する考えはありませんでしょうか。地域の公民館とかそういう所には、いついっか何曜日の何時からというような、制約的な区切りがあったりする集まりはよく見受けられます。認知症を防ぐには、1日5人以上の方との会話をすることが効果的だという報告もあります。1店舗をサロン風な場所を作り、誰でも自由に出入りでき、無料休憩所として観光客の方や観光案内人の方の居場所づくりとしても利用する。また、一人暮らしの高齢者の方を家の外へ出いただくような仕組みづくりです。

モデルケースとして、古川と神岡の町の中に1カ所ずつ作ってみてはいかがでしょうか。そして1、2年継続して様子を見て、その中でできるべきことは、発展させるべきことは発展させ、またその地域で困った問題やそういう問題が出てきたときは取り上げて対処するような、地域のお年寄りの方が健康なうちに外へ出て交流活動をするという、そういうことが高齢者の方のこれからの一つの方針になるのではないかというふうに考

えておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、谷口議員ご質問の空き家、空き店舗についてお答えいたします。

高齢者の居場所づくりは、生きがい対策として非常に重要な課題であり、外出支援策の一つとしても有効であると考えております。

そのようなことから、飛騨市社会福祉協議会では高齢者の居場所づくりの重要性に鑑み、「ふれあい・いきいきサロン」を主宰されております。

「ふれあい・いきいきサロン」とは、平成6年、全国社会福祉協議会が提唱した高齢者の閉じこもり予防を目的とした「つどいの場づくり」の住民活動プログラムのことでございます。現在、飛騨市内においては全市内24カ所において、590人が登録され、主に地区公民館を拠点として活動をされております。

活動の内容は、簡単な体操やレクリエーション、おしゃべりなどですが、中には畑仕事や市内の温泉へ日帰りで出かけられたりする団体もあり、楽しみにされている方が多いようでございます。開催日は、ほとんどの団体が月1回から2回程度で、原則自主活動なのですが、要請があれば社会福祉協議会の職員が出向き、レクリエーション等の指導を行うとのことであります。

さて、議員ご提案の空き家、空き店舗を活用したサロンですが、新たな事業を立ち上げるのではなく、このような既存の住民活動プログラムを発展させることも一つの方法であると考えます。サロンを未実施の地域において、地域の集会施設がないことや、空き家、空き店舗を利用して交流の場を設けたいという地区や団体の要望があれば、社会福祉協議会と協力をして、例えば家屋所有者との賃貸交渉ですとか、家賃、光熱水費などの補助などについて支援することを検討したいと考えております。

なお、観光客など誰でも自由に出入りできるサロン風な無料休憩所の提案につきましては、既に、古川町では、庁舎前に東屋が、神岡町の西里・本町交差点にはギャラリー施設がございます。現在、古川駅前発展会では、観光案内所付近で集える場ができないかを検討されてみえますので、市がそのような施設を積極的に設けることは今のところ考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○12番（谷口充希子）

今ほどの答弁で、「ふれあい・いきいきサロン」というのはうちの地区にもございまして、地域のお年寄りの方が何人も行かれております。先ほど申しましたように、公民館活動的な部類ですと、自由に誰でもがというわけにはいかず、その地区の人が固まってという、そういう固まりがあるわけですが、例えば、街中^{まちなか}にそういう場所を提供

するということになると、観光客の人と地域の人が触れ合う場所を作るという、その目的が一つ発展的になりますが、高齢者の方の生きがいもプラスアルファしながら、例えば今現在ですと、壱之町の造り酒屋さんの角にございます「野七」さんの跡が空き店舗になっているわけです。あそこが非常に観光メイン道路として大横町との交差点で非常に目立っております。そして、選挙のポスターらしきものを貼ったりして、景観上非常に悪いということを市民の方から伺っております。あの場所は、非常に市にとって大事なポイントになる場所ではないかと思っておりますので、あの所を例えば具体的に申しますと、その場所を無料のお茶を飲んでいただくとか、そういうふうな場所に何とかできないかなというふうにお尋ねがあったので、そのことも含めて地域のお年寄りの方の生きがいづくりと併せて考えられないかということですのでけれども、もしできれば市長に答弁をお願いしたいのですけれども、どうでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

これは持ち主の意向の確認をしなければならないのですけれども、そういった貸し出す意向があるのかないのか、こういったことを確認しなければ安易には答えられないと思いますけれども。確かに今、谷口議員おっしゃるように、古川町のスポットとしては大事な所でございますので、一応、一度そういった意向を確認しながら、もしそういったことが可能であれば、いろんな手法が考えられると思いますので、また商工会の皆さんの意見もあろうかと思ひますし、いろんな方のご意見を拝聴しながら検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○12番（谷口充希子）

では、三つ目の学力向上についてお尋ねいたします。これは、教育長にお願いいたします。

井上市政の目玉でもあります学力向上を目指し、小学校に支援員制度が導入されて6年が経過いたしました。保護者の方からの喜びの声も聞いておりますし、大変喜ばれております。この教育の問題にB/Cが果たして適するかどうかという、この言葉もそうですけれども、やはり費用対効果という観点から見まして教育長の率直なご所見、成果も含めてお伺いいたしたいと思ひます。

2点目に、昨年度から中学生における市独自の少人数指導数学に加えて、26年度の新年度予算に英語も拡充され、スーパー少人数指導事業が予算化されております。飛騨市の子供たちは大変恵まれているというふうに感じておりますが、学校現場での少人数指導に対し、子供たちの反応と1年の成果をお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

それでは、議員からご質問の学力向上に関わっての２点についてお答えいたします。
まず一つ目の、支援員制度導入における費用対効果から見た私の所見ですが、ご承知のように、この支援員制度は、通常学級において、さまざまな支援を必要とする児童生徒に対して支援員を配置し、学習面や生活面の活動を支援して、所属する学級や学年等の集団の学習習慣の確立と、一人一人の学力向上を図ることを目的に、平成１８年度より開始いたしました。

学級担任、それから教科担任と支援員が協力して対象児童生徒を支援することで、その子はもちろん、所属する集団、さらには学校全体が落ち着いて学ぶことができます。また、安定した学習環境を作り出すことで、学力向上の基盤となる学習習慣の確立につながっております。

この学習習慣の確立については、平成２３年度から目指す姿として「話す人の目を見て、だまって最後まで聴く」、それから「結論に根拠をつけて話す」の２点に絞り込んで、支援員も教員とともに確立に向けた取り組みに努めてきました。市内小中学校の２月の時点で、これは教頭会等で報告をするようにしているわけですが、約９０％の児童生徒が「話す人の目を見てだまって最後まで聴く」ことができるようになったという報告を受けております。その確立に対する支援員の果たした役割も非常に大きいと私は捉えております。

また、支援員の配置数からの捉えですが、平成２１年度２８人であったのが、２２年度２６人、２３年度２４人、２４年度２２人、それから本年度２５年度は２１人と、この５年間で７名の減となり、これは対象児童生徒と所属する集団の学習や生活に対する安定化が図られたからであると理解しております。

以上から、支援員制度は、児童生徒一人一人に対する学習面や生活面へのきめ細かな支援を通して、所属する集団全体の学習意欲を高め、学力向上の基盤づくりにつながっているという私の認識でございます。

次に２点目、少人数指導、特に中学校におけるスーパー少人数指導について質問にお答えします。

これは、市の教育懇話会の答申の一つ、より伸ばせる面は積極的に伸ばしていくことが今後の教育のあり方という最終報告を踏まえ、以前から県予算で実施されてきました「基礎学力の定着が不十分な生徒」への指導の充実を目的とする「習熟度別少人数指導」に加えて、２５年度より市単独事業として、数学において「スーパー少人数指導」の名称で「発展コース」を新設、「習得」、「活用」と合わせた計３コースで指導を始めたものです。すなわち、基礎学力定着が不十分な生徒へのきめ細かな指導はもちろん重要であるが、わかる生徒のさらなるレベルアップも、一人一人の学力向上にとっては重要なことであるとしての認識での取り組みです。

なお、本年度で申し上げますと、この指導には指導力のある教員退職者を講師として

採用しまして指導に当たってきました。

この発展コースで学ぶ生徒の実態としては、生徒同士で考えを練り合いながら難問を解くなど、大変意欲的に取り組んでいます。「教科書の問題よりもさらに難問題に挑戦して、解くことができた」、あるいは「力が身に付いてきたことが実感できる」、「数学の授業が今までよりも楽しくなった」という声を聞いております。また、この「発展コース」を設けたことにより、「習得コース」や「活用コース」で学ぶ生徒も集団が小さくなりましたので、「自分の考えや意見が言いやすい」という声が多く聞かれるなど、発言、発表する機会が増えたことによる意欲的な学びにつながっております。学校からの声としましては、どのコースにおいても一人一人の実態に応じてきめ細かな指導を継続的に行うことができ、生徒の学習意欲が高まってきているという評価です。

ちょうど昨日、この1月に実施しました市内全小中学校の全児童生徒を対象の学力テストの結果が来ました。細部にわたる分析はまだこれからですが、中学校の数学での正答率で申し上げますと、24年度の小6が本年度中1になって、それから中1が中2になって、それから中2が中3になってと、それぞれ前年度と比較して大きく伸びているという結果が出ております。これは昨日の答弁ですとお答えできなかったのですが、ちょうど昨日届きましたので、本日述べさせていただくことができました。

この事業は、他の教育行政からも非常に注目されております事業であり、来年度より英語科でも実施の方向にあります。成果があつて当然、「成果なくして本事業に明日はない」というほどの強い気持ちで新年度を迎える所存でおります。以上、答弁とさせていただきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○12番（谷口充希子）

学力向上では、90パーセント以上の人が学習の習慣が安定化しているというすばらしい結果が出ているということを聞き、本当にこの井上市政の6年間の結果がここに表れているのかなと思い、今改めて聞かせていただきました。

そして、また今のスーパー少人数指導の基礎学力向上の「発展コース」のことで、学力テストの結果を縷々述べられましたけれども、このことはやはり飛騨市の特色ある教育として伸ばしていただきたいというふうに思います。今、お話を聞きまして中で思い出しますのは、もう30年くらい前になると思いますけれども、古川小学校の子供たちの基礎の音楽の才能がすばらしいということで、全国からたくさんの先生方が視察にいらっしゃって、古川の町の中がごった返したことを思い出しました。やはり、特色ある地域で頑張っている子供たちを大きく伸ばしていただき、その結果としてそういうことがまた出れば有り難いなということを思って、この質問は終わらせていただきます。

次に、4点目の起し太鼓会館跡地について、でございます。宮城町にあります市所有の起し太鼓会館跡地、現在は起し太鼓会館はまだ建っておりますが、これを取り壊すた

めの予算が新年度26年度予算に計上されております。だいたいたくさん金額が計上されておりますが、同じ敷地内にあります飲食店様の契約期間が、まだ8年余り残っているというふうに聞いておりますが、その飲食店の部分をどうするか。そして、現状維持というふうに認識しておりますが、まだ真ん中中央部分にあります平屋の建物でございますが、木造建築で利用価値があるように思われますが、それも全て取り壊されるのでしょうか伺いたします。

そして、起し太鼓会館の建物は景観上あまりよくありません。国道に面しておりますが、本当にメインの所でございますが、更地になれば駐車場のスペースが多く取れ、そしてそこで高齢者の生きがいづくりとして地場産の農産物や菓子、食品、花など、また盆栽や酒類など地元の商品を販売するというようなことを試験的にはできないものなのでしょうか。そして、もしそういうふうにするとなれば、運営面をどういうふうにするかということが問題になるでしょうが、そのところも市ではどう考えておられるのでしょうか。

もう1点、漏れ聞くとところによりますと、三寺朝市も非常に生産者の方が力を入れてやっております。でも非常に手狭なため、また駐車場がないために、観光客の方よりも圧倒的に地元の利用が多いということも聞いております。品数も少ないので、やはりどうしても隣の国府町の「あじか」さんへ行かれるという方も多いように伺っておりますが、このことを積極的に取り組まれる計画はないのでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

それでは、4点目の起し太鼓会館についてお答えいたします。

前回の12月議会の野村議員のご質問に答弁しましたとおり、この物件につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて土地を取得しており、その目的である「産業振興施設」として活用していく必要がございます。

議員ご指摘のとおり、この建物は景観上好ましくありません。また、平成22年度第2回文化財保護審議会においても、産業遺産としては弱く、取り壊しも止むを得ないといった結論となっております。したがって、目的に沿った利活用をするため、26年度予算では木造3階建て展示館、隣接する鉄骨倉庫、および木造守衛室を取り壊して舗装復旧し、併せて周辺石積みも撤去する予定でございます。残る市所有建物は、敷地中央部分にある木造平屋建て建物のみとなり、この建物を利用して産業振興施設としての活用を図ってまいります。

その実施方法として現在想定しておりますのは、市直営ではなく、プロポーザル方式で、この建物を利用して産業振興を図っていただける方を公募するものです。その条件として、施設整備にかかる一切の費用は、原則応募者に負担していただくものとしたし

ます。

また貸付期間につきましては、敷地内で営業されております食堂の貸付期間とあわせ、平成33年6月までとしたいと考えております。これは、貸付期間を短く設定しては、設備投資しても採算が合わないことが予測されるためでございます。予定どおり貸し付けできれば約7年間の貸し付けとなり、設備投資をしても十分回収可能となるものと考えております。

応募者から提案いただいたプランの中で、最も産業振興施設としての活用が見込まれるものを採択し、駐車場部分を含んだ貸付面積などは、その後に協議していくこととなるものです。

以上のことから、議員ご提案の高齢者の生きがいくくりとしての活用につきましては、応募者からの活用プラン次第となるため、ご期待に添えるか現在のところ未定であります。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

○12番（谷口充希子）

プロポーザル方式で公募されるということを聞きまして7年間ということでございますが、具体的に何月に公募されて決定されるのかということと、もう1点は、あの土地を数人の方が購入したいというふうに申されていたようなことを聞きましたが、それはなくなったということでしょうか。その2点をお伺いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのご質問でございますが、プロポーザルの公募時期でございます。これにつきましては、応募されます方におかれましても建物がなくなってからのほうが使用されるイメージがわくということもありまして、建物を壊し舗装完了後に公募をかけようかなと思っております。それで、早くとも建物を取り壊す関係で、夏以降にプロポーザル方式で公募をかけようかなと思っております。

続きまして土地購入の案件でございますが、確かに2、3そういう土地購入についての要望がございましたが、この施設は先ほど答弁しましたとおり公有地の拡大の推進に関する法律で購入した経緯があり、その目的である産業振興施設として利用をしてからということになります。とりあえず産業振興施設として活用をさせていただいて、その後につきましてはいろんなことを考えて、土地の買収等も含めて考えていかなければならないと思っております。平成33年6月以降までは、産業振興施設として使用していくつもりであります。以上です。

○12番（谷口充希子）

今、部長に答弁いただきましたが、物事はやはり迅速に進めてほしいというふうに思うのです。なかなか目に見えてこないというか、建物があつて、いろんなことがあつて、

今日まできてまだ取り壊していないという状況になって、3月の19日に議会が終わるわけですが、そのときに併せて計画をもう既に作られているとか、それからプロポーザル方式でそういうふうにしますということを、具体的な案とかそのものを書く前に市民に公表するとか、何カ月間か前からそういうことをされたほうが、もしやりたいという心構えのある人があれば直接その土地を見に来たり、いろんなことを考えられると思うので、夏以降とかに公募をかけるということではなくて、何よりも早くしていただきたいというふうに思っている。今の答弁を聞きましたが、どうですか、市長。もう一回。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

この物件につきましては、もっと早く方向付けをするべきだったというふうに思っています。しかしながら、前も述べたとおり、この土地につきましては売払いをしたいというつもりで検討をしてきたわけですが、今ほど部長が答弁しましたように公有地の拡大の推進に関する法律という法律にのっとって購入をしてあったことから、簡単に売払いができないということになったわけですが、それが県との打ち合わせの結果でございまして、これは今までずっとやり取りをしていたわけですが、そういった結果が出たということございまして、そうしたらそれからどうするかというということで、大きな方の建物だけ潰して、その後は今ほど言いました法律にのっとった使用でいきたいということで、ある程度方向付けをさせていただいたのが今でございますので、これから先ほど谷口議員言われましたように、夏以降まで方向を示さないまま待つのではなく、新年度に入りましたら早速取り壊しに向かいまして、できるだけ早く市民の皆さんに、こういった方向で進めるというようなことにつきましては周知をしてまいりたいということを思っていますので、よろしくお願いいたします。

○12番（谷口充希子）

この飛騨市には、たくさんの観光の目玉というか、資源が眠っているというふうに思っております。加えて北陸新幹線がつく、そして20年には東京オリンピックが開催されるなど、海外からの注目を浴びている日本の現状でございます。何よりもスピード感を持って、この飛騨市を売り込む絶好のチャンスだということを思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上、質問を終わります。

〔12番 谷口充希子 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時47分 再開 午後1時47分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開いたします。2番、中嶋国則君。

〔2番 中嶋国則 登壇〕

○2番（中嶋国則）

通告にしたがいまして、大きく2点について質問いたします。

昨日は池田議員が、午前中は天木議員が農業支援センターについて質問されました。お二人の質問と重複しないように角度を変えて、論点を絞り質問をさせていただきたいと思います。農業振興について伺います。

国では、農業者の高齢化が急速に進展する中、青年新規就農者を毎年2万人定着させ、持続可能な力強い農業を実現するため、平成24年度より新規就農・経営継承総合支援事業を創設いたしました。

国の2万人定着目標を受けまして岐阜県においては、一昨年までは年間70人の目標を、昨年は80人にし、今年度からは100人に設定し、関連産業を含めると3年間で1,000人の農業従事者の確保を設定されております。

この事業は、新規就農や経営継承をするにあたり、技術の習得や所得の確保等が課題となっている現状におきまして、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間2年以内と、経営が不安定な就農直後5年以内の所得を確保する給付金を年間150万円給付するものであります。

飛騨市においても新規就農者数名の方が給付を受けておみえになり、新規就農者の確保、定着には有効な事業であるといえます。

また、昨年9月に実施された市民アンケートの農業に関する質問で、「飛騨市の農林水産業を振興するために、どのようなことを重視すべきか」との問いに、「多様な担い手（新規就農者、集落営農法人等）の確保をする」との回答が40.6%と最も高くなっています。さらに「農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加（農村環境の悪化）が危惧されているところであります。農地や農村環境を保全するためには、どのような施策が有効と考えますか」との問いにも「担い手（新規就農者や集落営農法人等）を確保し営農を持続する」との回答が51%となっており、新規就農者等の担い手の確保が重要と考える市民が多いことがうかがえます。

さて、昨年の4月に農業支援センターが設立されました。総合窓口として、相談事業や各種の支援事業を行なったとのことですが、以上のことを踏まえまして、今日までの成果と課題を検証しての、新年度の取り組みをお伺いします。

1点目、農業支援センター体制の成果と課題は何でしょうか。2点目、26年度新規事業として信包地域において取り込まれる、新規就農者支援事業のトマト研修施設計画の内容はどのようなものでしょうか。3点目、黒内、信包地域において計画されるトマト団地化推進をどのように進められますか。昨日の質問の中で、面積は11.5ヘクタ

ールとの説明がございました。４点目、農業の担い手の確保にどのように取り組みをされますか。お伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

それでは、議員ご質問の農業振興についてのご質問の中から、まず１点目、農業支援センター体制の成果と課題は、についてからお答えをいたします。

農業支援センターは、飛騨市農業振興実施計画に掲げる基本方針に基づき、農業に関する総合窓口として体制を整備したものであり、売れる農林水産物への取り組み、多様な担い手の確保のための取り組みを重点的に行っております。

このうち、新規就農者の確保につきましては、支援センターと農業支援協議会就農支援部会を車の両輪として、研修先農家の斡旋、営農計画の策定支援、農地情報の提供、資金融資や助成制度の提案等、これまで以上に専門性を持った支援を行っておりますが、青年就農給付金制度等、新規就農者確保のための支援策が拡充されております。昨今、就農希望者の資質のみならず、家族との協力関係、就農希望地の住民の方との関係、資金調達手段等、営農計画の実現性について、関係機関と連携した綿密な調査を行い、真に地域の担い手となり得る人材か否かを見極めた上で、公金による支援の適否を判断しまして、新規就農者が継続して安定的な経営を行うために必要な基盤を整えることが肝要と考えているところでございます。

次に、２点目のトマト研修施設計画の内容に関するご質問ですが、飛騨産の夏秋トマトにつきましては、主な出荷先である近畿市場から絶大な信頼を得ているとともに、さらなる安定供給が求められております。こうした要請に応えるため、平成２４年度には吉城選果場が整備されるなど、生産拡大に向けた条件整備が着々と進む中、生産者数の増加が喫緊の課題となっておりますことは既にご承知のとおりでございますが、近年の飛騨市におけるトマトの新規就農者は、平成２１年に２名、平成２３年に３名、平成２５年に２名の実績でございまして、年間２０名程度が就農する高山市と比較して、非常に低い水準にあります。

安定した農業経営を行うためには、生産技術の習得のみならず、経理や税務知識の習得等、経営実務全般にわたる理解が不可欠であり、就農希望者は、通常、指導農業士の元で１、２年の研修を受けた後に就農することが一般的ですが、現在、市内にはトマト栽培を主体とする指導農業士は２名しかみえず、こうした研修生の受入れ体制の整備の遅れが十分な新規就農者を確保できない一因となっていることから、数年前よりＪＡや指導農業士会、吉城蔬菜出荷組合の関係者とトマト研修施設の整備計画の検討を続けてきたところでございます。

今般、新年度予算案に関連経費を計上しております新規就農者研修施設は、古川町信

包字上野地内に、ＪＡひだ農業生産法人が事業主体となって、雨除けハウス１５棟、面積にして３，７００平方メートルを整備し、平成２７年度から毎年３名の研修生を受入れ、県の普及員、ＪＡの営農指導員、市の農業アドバイザーのほか、地域の生産者にも指導をお願いし、関係機関が一体となって現場実務を重視した研修を行う予定です。研修生の生活費を確保するため、研修生に青年就農給付金の準備型を受給いただける要件を備えた施設として、施設の運営費は、研修過程で生産したトマトの販売代金で賄う計画としております。

また、研修施設の運営協議会を県、市、指導農業士会、農畜産公社、蔬菜出荷組合、ＪＡなど関係機関で組織し、研修施設の運営、研修者の募集、研修内容等に関する調整を行い、事業の円滑な運営を図っていきます。

次に、３点目のトマト団地化推進に関するご質問ですが、今ほど説明しました研修施設の計画地を含めた周辺の農地約１１．５ヘクタールは、高台であり日照時間も長く、水はけも良いため、現在７名の方がトマトの生産を行ってみえます。この付近一帯を新規就農者のトマト団地に指定し、研修を終えた新規就農者に、この団地内に就農してもらいたいと考えております。その誘導策として、団地内の農地を新規就農者に１０年以上の使用貸借で提供していただいた方に、団地集積協力金として１０アール当たり２０万円の協力金を市単独事業として交付するための経費を新年度予算案に計上しており、トマト農家の段階的な集積を図りたいと考えております。

最後に、４点目の担い手の確保に関するご質問ですが、新規就農者の確保につきましては、先に説明した研修施設の整備と併せ、県内外で開催される就農フェア等に職員を派遣し、広く飛騨市の農業をＰＲすることで、毎年５名の確保を目標に掲げて推進してまいります。

次に、ＴＰＰや米政策の転換等、農業を取り巻く環境が大きく変わろうとしている今日、地域の農業を牽引していくためには、農業の生産性の向上、農家の経営規模の拡大、異業種からの法人参入等、多様な担い手を確保することが必要と考えているところであり、そのための基盤整備として、農地の区画拡大と農地集積を推進してまいります。そのほか、典型的な中山間地である当市の集落環境を維持していくため、集落営農の組織化についても、継続して支援を続けたいと考えております。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

○２番（中嶋国則）

１点目の質問につきまして、支援センター体制の成果と課題ということですが、昨日、池田議員の質問の中で課題とかそういったことを述べられましたが、それ以外に何かありましたらお尋ねしたいと思います。例えば、農業者の総合的な相談窓口としての成果と課題はどうであったかとか、あるいは各種の支援業務を行われた結果につきまして、どのように評価をされてみえますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

今ほども申し上げましたが、大きなことにつきましては、課題を持って現場へ行って聞き取りを行ったその結果でございますが、まず今言ったトマト研修施設がのだったと、予算化をしたということもございますし、稲作につきましては土地利用型の農業を推進しなければならないということで、小規模基盤整備事業など農地集積などの加速化する予算化を図ったところでございます。

また、集落営農につきましては、今ほども支援をするということも出ましたが、太江区について集落営農組織が成り立ちました。また次年度は、現在も話を進めておりますが神岡地区の1地区にその地区を、また集落営農の組織化を進めようとするものでございます。

そのほかにつきましては、後継者の相談につきましては、よそから何件か相談があります。今言ったいろんな関係機関と相談を受けながら、どんな経営をしたいか、どんな資金計画があるかということを相談しながら進めているところでございます。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。私が一番聞きたかったのは、信包、黒内地区にトマトの研修施設ができるということでございますし、トマト団地につきましては約12町歩の団地を造成したいということでございます。これ二つにつきまして、総事業費とそれから財源内訳はどのようなになっているか教えていただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

お答えします。予算上は新規就農者研修施設整備事業補助金ということで、その施設自体につきましては1,000万組んでおりますが、これは県の補助金3分の1、県の補助金と市の分を含めてでございます。これに農協が含まれまして、それぞれ3分の1ということで、総事業費が1,500万くらいの施設費または機械設備を含めた事業費になろうかと思います。ハード事業ではそれだけです。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。総事業費が約1,700万円くらいになるということかなと思います。

先ほどの答弁の中で、トマトの新規就農の方が平成21年からですか、先ほど聞いておりましたら7名くらいみえるというようなお話しでしたが、飛騨市以外からこの飛騨市へおみえになって就農された方は何名ありますでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

お答えします。先ほど答弁の中で人数7名とお答えしましたが、その中で飛騨市以外の方は2名の方でございます。7名中2名の方が飛騨市以外から入って来られたということでございます。

○2番（中嶋国則）

それでは、体制と課題ということで質問をさせていただきましたが、支援センターの職員体制の中で私なりに提案といえますか、お聞きしたいと思います。

農家の方のお話を伺いますと、「専門的な指導を受けたいが、なかなかそういった指導が難しい」という声がよく聞かれます。具体的に申し上げますと、技術的な指導をお願いしたいが、この支援センターの中には県の普及員がおられないというようなことで、ぜひそういう専門的な県の普及員をセンターの中に位置づけをしてほしいということなのですけれども、いかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

お答えします。確かに以前は県の普及員が市町村ごとにみえておりましたが、何年か前から県は作物別に普及員を張り付けるような形で、その作物別の普及員が管内を全部回るという体制になっております。以前は市町村にほとんど常駐してみえたので、市としましても、また県にそういった普及員も増やしていただきたいような要望はしておりますけれども、現在のところまだちょっと厳しいような状況でございます。

なお、市はそれに補填ということではないですけれども、農林部の中に農業アドバイザー2名の方を付けておりまして、技術的な支援も補填補完しているところでありますし、農協の営農指導員とか、今言った作物別の県の普及員もいらっしゃいますので、連絡を密にしながら今進めているところでございます。

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

△市長（井上久則）

農業支援センターを立ち上げて1年がたつわけでございます。先ほどずっと出ておりますように、先ほど天木議員にも答えましたし、いろんな形の中で支援センターとして今考えてきたいろんな課題の成果を出しておりますし、新規事業につきましても支援センターが提案をして今、予算化をしております。これも一つ支援センターとして現場へ出るために支援センターと農林課を分けた、この成果が出てきているというふうに思います。いろんな形の中で現場へ出て農家の方と意見を交換して、いろんな事業が今新たに出てきたということで、これだけでもすごく飛騨市の農業にとっては成果が表れているなというふうに思います。

また一方で、農業支援センターを立ち上げたことによって、今ほど言われましたよう

に農家の皆さんからの期待も大きいものを感じております。その中で、今言われたような指導員とかとの意見が出てきたというふうに思います。これは1年間かけてそういったことが出てきたということは、本当に有り難いというふうに思っておりますので、今後そういった意見を素直に真摯に受け止めて、また県と打ち合わせをしながら支援センターの拡充に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（中嶋国則）

もう1点、ぜひお願いをしたいなと思うことがございます。支援センターあるいは農林課含めた農林部の職員の体制につきまして、これもやはり農家の方からお聞きしたことでございますけれども、補助事業とかが非常にめまぐるしく変わり、新規の事業等が県、国から案内があるわけがございますけれども、そういった対処等につきまして、やはり経験豊かな職員のエキスパートが、この農林部の中に必要ではないかというような声があります。人事配置に関する件でございますので部長答弁が難しいかと思いますが、まずは藤井部長にお聞きしたいと思います。

高山市の例をちょっと申し上げますと、農政部の職員体制についてですけれども、やはり飛騨市とは違ってエキスパートが何人か配置されているということでございます。農政経験の長い方が何人か配置されているということで、ちょっと例えで申し上げますと、およその勤務年数で申し上げますと10年とか、あるいは20年、30年くらい、それぞれ農政の経験が豊かな職員を配置する体制を飛騨市も作るべきではないかということでございます。高山市の場合、人事異動があっても、そういったベテランの方がまた変わられても、2、3年くらいすると農政部に復帰して活躍をされていると。国でありますとか、県等、関係機関との政策情報の入手、そしてまた先ほど申し上げましたように、新規の補助事業であるとか、そういったことに対しての経験がものを言うというか、理解が素早くて、すぐさま農政に迅速に反映をされているというようなことをお聞きするわけでございます。飛騨市の場合、どうしても職員の専門性に欠けてしまうことがあるのではないかなと。政策情報の入手、そしてそういった、さきほど言いましたような補助事業、新規の事業等の理解が遅れがちになったりして、農家への営農支援事業にマイナスになっているのではないかということをお聞きするわけですが、あえて藤井部長にお尋ねをします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

このことにつきましては、部長が答えるべき問題ではないと思いますので私からお答えをさせていただきますが、この人事案件につきましては、今ほど中嶋議員のほうからご指摘があったことは真摯に受け止めて、農家の皆様にあまり迷惑のかからないような配置に心がけてまいりたいということを思っております。このことにつきましては、

農林部と執行部と私のほうとで、よくこれから打合せをさせていただいて、実際どういった意見が挙がっているかということも聞きながら決めさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○2番（中嶋国則）

ちょっと私のストーリーが変わりまして、私も部長からそういった、部長としての率直な気持ちをお聞きしたかったわけでございます。今、市長にもあえて、そのまた後聞こうかなと思ったわけでございますけれども、私の思いを述べさせていただきたいと思います。

市長は、かつて飛騨市の基盤整備部長として活躍をされ、土木技術者のエキスパートであり、土木行政の大ベテランとして、まさに土木行政の生き字引としていろいろされた。そしてまた、国や県の陳情にもそういったことが生かされて大活躍をされたということは、承知をいたしているところでございます。特に農業行政は、農家に頼られ、農家の牽引者になるエキスパートを配置する部署ではないかと思うわけでございます。最低でも、部長、課長のうちの1名はエキスパートを配置して、国や県の担当者以上の農政通になる職員がいれば、またそういった部課長が後に続く後輩を育て、人事異動をうまく回転させることができるのではないかと思うわけでございます。これにつきましては要望ということで、次の質問に移ります。

トマト団地のことでございますけれども、12町歩の団地を育成するということでございます。これにつきましては、土地の提供なくしてトマト団地はできないわけでございます。

研修施設につきましては、もう既に地権者の了解を得られていると思いますけれども、トマト団地を造るに当たっては、黒内、信包地区の住民の方の理解と協力が必要不可欠であります。地元のほうへ、この団地化計画、それから研修施設の説明会につきましては、いつされるのでしょうか。予定がありましたら、教えていただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

一応予算が大体通りましたら、すぐに進めていきたいと思いますが、事前には区長さんとか改良組合長さんとか、あと実際そこで行っておりますトマトの農業者の方にはお話ししているところでございます。

○2番（中嶋国則）

あと2点ほど、質問をさせていただきたいと思います。国の農地集積の中間管理機構の設置と、飛騨市においてどのように取り組まれるかをお尋ねしたいと思います。この中間管理機構というのは、土地の貸し借りをあっせんするそういう組織だと思いますけれども、これについては県の組織化、そして飛騨市との関わりがどのようになるかを教えていただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

それでは答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

中間管理機構につきましては、基本的に県単位で設置をされるというふうには伺っております。県の中では担当を決めて組織が決まったというふうには聞いていますが、これが具体的な形として機能するということまでの説明を受けておりません。今回、農地の拡大、1枚当たりの面積の拡大につきましても、中間管理機構のほうでも制度として計画されるように伺っていますが、こうしたこと一つにとりましてもまだ下りてきていませんので、飛騨市としましては先行するような形の中で、今回予算措置をさせていただいたものでございます。そうしたものの姿形が下りてきましたら、もう一度自分のところに合うものに変えまして運用したいというふうには考えております。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。最後に、農業指導士と青年農業士の方の新規就農受け入れについて、このトマト研修施設との関わりは、どのような関わりでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

お答えします。指導農業士さんの方、先ほどトマトの関係2名いると言いましたけれども、先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、連絡協議会の中の一員として新規就農者を直接指導していただきますし、その後も現地に当たっても、その農業士の方に指導を受けるという予定でございます。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。次の質問に移ります。森林・環境税の活用による総合的な地域振興について伺います。

平成24年度より遅まきながらも、岐阜県において、森林・環境税が導入されました。飛騨市では、その活用により、さくら保育園が地域材を活用して建設され、園児や保護者の方から好評だとお聞きしています。また、河合保育園も同様に森林・環境税を財源とした県の補助金が交付されることになっております。

岐阜県では、森や川を守る取り組みを進める上で、広く県民の声を聴き、提案事業を募集しております。

飛騨市としては、県に収入される環境税、個人1,000円、法人均等割の10%、年間12億円にも及ぶ市民、県民の浄財を活用させてもらう意味においても、飛騨市の9割を占める森林をどう活用し、守り育てていくという具体的なビジョンの策定、方向性を伺います。

また、林業関係者のみでなく、環境、教育、観光等の方面からも広く意見を聴取し、人材を養成する必要があると考えます。飛騨市森林審議会が平成18年に設立され、8

年目に入っております。以前は、森林審議会の活動が「広報ひだ」に掲載されておりましたが、近年はその活動を知る機会が少なくなりました。森林審議会の活動が停滞しているのではないかなと思われまます。森林の整備、管理などにしっかり目が届いているのでしょうか。一般市民を巻き込んだ施策の実行の考えはありませんか。

天然林、広葉樹が7割を超える当地域では、里山林を中心に、「環境」を重視した新たな森林づくりから、自己完結しない事業の展開、付加価値の連鎖ができるような、地域で新たな社会システム、ビジネスモデルを立ち上げることができないでしょうか。

例えば、岐阜県がすすめる、森林・環境税の活用にある「恵みの森づくりプロジェクト」環境保全モデル林整備事業の導入により、環境学習、林業、農業、漁業、地場産業、福祉、自然再生などがブドウの房のごとくつながり、ネットワーク展開できるようなビジネスモデルを検討する意向はありませんでしょうか。以上、述べましたことを踏まえまして、6点確認をさせていただきますが、1点目、森林をどう活用し、守り育てるかのビジョンの策定と方向性を伺います。2点目、森林活用の人材養成にどう取り組むのかを伺います。3点目、森林審議会の活動はどのように行われていますか。4点目、森林の整備、管理は、一般市民を巻き込んだ施策の実行に取り組まれますか。5点目、新たなビジネスモデルの立ち上げをされませんか。6点目、「恵みの森づくりプロジェクト」によるビジネスモデルの検討をされませんか。お伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

それでは2番目のご質問、森林・環境税の活用による総合的な地域振興についてお答えいたします。

岐阜県において森林・環境税は、平成24年度より創設され、平成28年度までの5年間実施されます。森林の保全だけではなく、生物多様性の保全や水環境の保全など地域が主体となった環境保全活動も対象にしております。

飛騨市では、木の香る快適な教育施設整備でさくら保育園および現在建築中の河合保育園における地域産材の利用や、環境保全を目的とした特定外来植物防除事業として、天生県立自然公園周辺におけるオオキンケイギク等の駆除および池ヶ原湿原における葦刈りなどに利用しております。

1点目の森林活用のビジョンの策定と方向性は、についてでございますが、市では飛騨市森林整備計画を基本とし、その中で森林の有する機能別に「水源涵養機能としての水源保全林」、「山地災害防止機能としての災害保全林」、「自然公園などの保健文化林」、「木材生産機能としての木材生産林」に分類し森林施策を推進しております。

また、それを補完する計画として、平成24年度に飛騨市農林水産業振興実施計画を策定し、その中で「森林の集約化による施策の推進」、「他分野からの林業参入支援」、「適

期・適伐による木材の有効利用促進」を掲げております。

具体的には、市有林整備では林建協働へのフィールドの提供を、民有林整備では針葉樹林の集約化促進や流域単位での施業の実施、また家庭向けには、飛騨市森林の7割を占める広葉樹利用による木質バイオマスの普及促進と地球温暖化防止を目的に、木質燃料ストーブ購入補助を実施しております。

2点目の森林活用の人材養成を、についてでございますが、環境保全おける特定外来植物防除事業では、岐阜大学および自然保護指導員連絡協議会から、池ヶ原湿原保全事業については、岐阜県文化財保護審議会から、それぞれ直接アドバイスをいただき客観的な評価や判断をしていただいております。

また、昨年スイスフォレスターを招聘し、広葉樹林施業についての研修を実施し、民有林整備の必要性を強くアピールいたしました。今後につきましても、各種研修会に参加しながら、スキルアップを図っていきたいと思っております。

3点目の森林審議会の活動状況についてお答えします。飛騨市森林審議会は、木材を利用する側からの建築組合連合会、木材を供給する側からの林業事業体、継続的な活動をされている林業研究グループ、観光面からの特定非営利活動法人飛騨市・白川郷自然案内人協会、一般からの区長会等連絡協議会長、および国、県の準フォレスターを構成員といたしまして、飛騨市の快適な森林環境づくりを行うため意見徴収をさせていただいております。

活動は毎年1回～2回実施しておりますけれども、今年度は3月中旬に平成26年度の予算や新しい制度説明などを実施いたす予定でございます。

なお、24年決算で説明しましたように昨年の3月、森林審議会が主役となり、森林・環境税を利用し「もりのおはなし」と題した冊子を作成し全戸配布するなど、森林環境づくりの重要な役割を担っていただいております。

4点目の森林の整備、管理は一般市民を巻き込んだ施策の実行を、についてですが、飛騨市の森林は、旧町村単位で標高、地質、気象条件が違うことや、植生も違うことから雪害等も受けやすく、過去の拡大造林のように一斉に植林し管理することは困難となっておりまして、また森林は、息の長い政策であることから、長期的な計画に基づき整備、管理が要求をされております。

現在計画している森林整備は、森林・環境税で平成26年に拡充される緩衝帯整備を予定しており、地元の区長を中心とした組織を立ち上げていただき、人工林、天然林を問わず面的な森林整備による鳥獣害防止事業を、地域と行政が協同しながら森林整備を実施していきたいと考えております。

5点目の「新たなビジネスモデルの立ち上げは」と、6点目の「恵みの森づくりプロジェクト」によるビジネスモデルの検討につきましては、併せてお答えをさせていただきます。

この事業は、里山に入り親しむ人を増やすための、環境教育、里山文化の伝承フィー

ルドなどの里山保全を持続するため、県が事業主体となり、市町村有林または私有林整備を行い、整備後は、里山活動団体により継続的な活動を実施するのものとございます。

モデル林として活動する里山近くに10数ヘクタールに及ぶ市有林はないため、個人有林の理解が必要となるところでございます。また、団体活動の運営については、地域の協力が不可欠であり、そうした適地と活動団体があれば事業を進めていきたいと考えております。

豊富な資源を誇る木材を利用することは、循環型社会の構築を図る上で非常に重要な政策の一つと認識しておりますが、事業の運営はもとより里山活動団体においても、地域の協力が不可欠であり、何がこの地域にあっているかは他市町村の事例を参考にしながら研究していきたいと考えております。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

○2番（中嶋国則）

ただいまの答弁の中で、森林・環境税で26年に拡充される緩衝帯整備を予定されているという答弁でございましたが、それにはまず地元の地域集落を中心とした組織を立ち上げて、地域と市が協同しながら森林整備を実施していきたいというような内容だったと思うのですが、私、県のホームページを見たところ、私の集落も鳥獣被害で悩んでおりますが、他の集落でも悩んでいる地区は多いかと思えます。そういった緩衝帯整備につきまして、具体的にどう進めたらいいのかお教えいただきたいと思えます。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

お答えします。この事業は、林野庁が平成25年に地域が主体となって緩衝帯等を整備しながら里山林の整備活動をしていくということで、1ヘクタール当たり16万円を上限として、そういう活動団体に交付するというものでございます。

この制度、拡充もあったわけでございまして、それを利用しまして平成26年度に市内2カ所、1カ所は黒内地内も入っているわけでございますが、そこで緩衝帯整備をモデル的にこの事業を進めさせていただきたいと思えます。

もちろん、これは今ほどもありましたように鳥獣害被害ということに対する対策も含めております。そしてまた、間伐という専門性もございますので、間伐等につきましては市が直接チェーンソーを使えることができるような団体に委託をします。そして、実際の草木とか灌木とか小さい木につきましては、地元集落にやっていただきながら、それもまた後々もこまめにやっていただけたらというような事業になりまして、市と共同事業のような形になりますが、そういった形で進めたいと思っているところでございます。いずれにしても、地域の理解と協力が大切ということでございまして、これによりまして獣害等が減ればということを楽しんでいるところでございます。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。あと2点ほどお尋ねします。

恵みの森づくりプロジェクトによる環境保全モデル林の整備事業ですけれども、これは先ほど答弁の中にありましたように、市町村や団体等の応募によって、岐阜県が県下5カ所を設定するということになっております。24年から始まりまして、24、25とは決まったわけでございますけれども、あと26、27、28とまだ毎年応募されるということがインターネット等で調べることができるのですが、先ほどの説明の中では市有林の面積が10何町歩もないから、ちょっと難しいというような答弁でしたけれども、その辺のところを何とか努力といいますか、民有林を交えてのそういったモデル林、これは答弁の中にもありましたように、そのモデルの要件ですけれども人家であるとか農地、あるいは公道から近い里山であることが条件であり、そこには市民の立ち入りを求めると。市民への開放が可能な森林を、そういった整備したいんだという要件になっております。そんなことで、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

お答えします。先ほどの答弁の中で述べさせていただきましたとおり、運営については地域の協力が不可欠だということと、あと適地につきましては、民有林、個人有林の協力も不可欠だということでございますので、そういう適地と活動団体があれば積極的に勉強したり、研究したいと思いますし、今言った運営を長く地域でやってもらわなければならないという必要もございます。そういうことがあるということを思いながら、いろんな先進地がございますので、そこを研究させていただきたいと思います。

○2番（中嶋国則）

森林審議会についてお尋ねしたいと思います。郡上市とか下呂市では森林審議会という名称ではなくて、地域森林管理委員会という名称により積極的な活動が、以前ですけれども県の情報誌に掲載されておりました。この飛騨市も山国でありまして、環境、教育、木材生産、そして観光等のそういった総合的に、先ほども申し上げましたビジネスモデルというようなことを積極的に検討する意味におきましても、この森林審議会の活性化というのが非常に重要ではないかと思います。

先ほど、メンバーはこれこれで9人ほどということでしたけれども、やはりそこに観光業者であるとか多種多様な業種から森林審議会の委員に入っていて、積極的なそういう活動をやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

お答えします。先ほども申し上げましたように、冊子等は作っておりますが回数的には少し少ないということもありますので、また委員のメンバー、または有識者のお話を聞きながら、どういった方に入っていただくということも聞きながら、構成等を再検討させていただきたいと思います。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。森林は私が言うまでもなく、ご存じのように大変多くの機能の発揮を通じて市民が安心して暮らせる社会の実現に貢献するとともに、地域の経済活動と深く結びつくことができる可能性が大きいといえるかと思います。飛騨市のこの森林行政のビジョンを明確にして、森林、林業、行政が前向きに推進していただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔2番 中嶋国則 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時50分といたします。

（ 休憩 午後2時40分 再開 午後2時50分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開いたします。17番、籠山恵美子君。なお、質問中、説明資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、私は今回2点、いつも時間が足りなくなるものですから十分やりたいと思って2項目伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず一つ目に、行政が市民を使い捨てしないように、雇用規定の見直しを、ということで市長、それから担当部長に伺いたいと思います。

単刀直入にお聞きします。前回12月議会で私は、非正規職員の待遇改善について質問いたしました。そのときの部長の答弁は、今後は正職員と臨時職員の数の見直しや待遇改善を進め、市政の確実な運営を進めていきたいと、こう述べておられました。その後、年末から年始にかけて、「広報ひだ」では臨時職員の募集をしておりました。

雇用条件は、内容的に何かこの機会に改善されたのか、はじめに伺いたいと思います。そして、専門職である図書館司書、これも12月議会で待遇改善を言いましたけれども、この図書館司書の募集も4名の募集でされておりました。

ところが1月、年が明けて締切りましたら、市内からの応募はありませんでしたね。市当局は短期のこのような臨時職員、非正規職員を多用する理由としまして、これまで一貫して広く市民を雇用できるんだと言ってまいりました。そしてその結果、今飛騨市の職員は非正規の職員が全体で42%にもなっています。ですけれども、この図書館司書の件、これをどのように考えるのか。全員が市外からの採用という結果となったわけです。

一つ目に、市当局はこの結果について、市民の皆さんにどのように説明されるでしょうか。二つ目に、市の規定には5年で雇い止め、そして再応募はできない。このような再応募禁止などの足かせがありますけれども、それでも中にはこの臨時職員の雇用、労働条件等に関する要綱の中には、また例外も設けられています。職種によって、5年での雇い止め規定に例外があるということです。これはなぜ、どのような経過で、経緯で設けられたのか伺いたいと思います。三つ目に、図書館司書のような代替が困難な専門職が、なぜ例外規定の中に入っていないのか。少なくとも、このことは早急に見直し改善すべきだと思いますが、いかがでしょうか。そして四つ目に、これらの要綱あるいは条例を見直して、最長5年での雇い止めはなくすべきであると思いますが、いかがでしょうか。伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、行政が市民を使い捨てしないように、雇用規定の見直しを、についてお答えいたします。

臨時職員の待遇については、12月定例会で答弁しましたように、賃金につきましては、その責任の重さ、業務の困難さを加味し決定しており、県内市との比較においても平均的な額となっております。また、通勤手当、賞与を支給していることや忌引き休暇や病気休暇を導入している点からも、雇用の均等を最大限に行っていると認識しておりますが、昨年の12月定例会答弁しましたように、今現在は現状のまま維持しております。

このような体制の上で、平成26年4月1日採用予定の臨時職員の募集を行い、雇用を進めています。1次募集では19職種のうち2職種、図書館司書、桜ヶ丘体育館管理人。2次募集では15職種のうち3職種、児童支援員および放課後児童クラブ指導員、保健師、介護支援専門員が市外の方に内定しております。第3次募集は5職種を募集し、昨日締切りを迎えたところでございます。

1点目、市当局は、この結果について市民にどう説明するか、についてでございます。募集に際しましては、厚生労働省が示す「公正な採用選考」を順守し人権啓発を進めているところであり、応募者の住所要件を限定することはできないと、やっではいけない

ということでございます。このような状況におきまして、1次、2次募集では29職種について市内の方に内定しております。司書の雇用期限を定めて募集し始めたのは平成25年度からであり、昨年度の応募状況は3名で、そのうち1名が市内の方でしたが、今回につきましては、議員ご指摘のとおり市内の応募者はなく市外の方のみで、今年で募集2年目であることから、今回の応募状況のみを判断せず、今後も進めていきたいと思っております。

2点目、市の規定には5年で雇い止め、再応募禁止などの足かせがあるが、中には職種によって5年での雇い止め規定に例外が設けられている。これはなぜ、どのような経緯で設けられたのか、についてですが、再応募の禁止に関しましては、広く市民に雇用の機会を与えるという観点から進めたもので、5年の雇用期限を撤廃した職種は、看護師、准看護師、介護福祉士、医療事務、保健師、介護保険認定調査員、介護支援専門員、手話通訳士、建築士に限られております。撤廃を進めた理由は、一つ目は業務の質が経験値により特に向上するもの、医療事務。二つ目、行政サービスの質の均衡を図るもの、介護保険認定調査員、介護支援専門員。三つ目、5年という期間のサイクルで確保しづらいもの、建築士。四つ目、専門性が高いが他の職種には汎用性が低い職種のもの、手話通訳、を主な理由として例外規定を設け、平成23年度から運用しております。

3点目、図書館司書のような代替えが困難な専門職が、なぜ例外規定の中に入っていないのか。少なくともこのことは、早急に見直し改善すべきではないか、ということでございますが、今回の応募に関しては市外の方でありましたが、飛騨地域出身で、これを機に帰郷される方、また、県内の方ではありますが飛騨地方に移住される方であることをご報告いたします。今回、市外からではありますが応募があったということは、代替えが可能な職種であるということであり、募集をしてもその人材がまったくいない職種とは区別して考える必要があるかと思えます。

期限を定めない雇用は、正職員にあるような定期昇給、退職金というような制度がなく、期間を定めないことが将来の可能性を奪ってしまいかねないものと考えます。よって、特殊な職種を除いては、5年という期間の中で働いていただくことが、現状では最も適している考えであり、図書館司書については見直しを行いません。

4点目、条例を見直し、最長5年での雇い止めをなくすべきではないか、とのことですが、臨時職員に関しましては、臨時職員の雇用、労働条件等に関する要綱により事務を扱っており、雇用期間に関しましては、労働基準法第14条の規定に基づき原則1年を定め、再雇用については要項第5条の規定により再雇用を5年までとするとしております。

社会環境が目まぐるしく変化し、行政においてもさまざまなスリム化が求められている中において、指定管理の導入や民営化など将来の方向性が現時点では明確にできない業務については、雇用期限を撤廃し雇用し続けることは、雇用者に対して余計に不安を与えかねないと考えます。このようなことから、図書館運営に関しましては、現状の形

態を運営していく方向でありますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○17番（籠山恵美子）

まず1番の、どう説明するかということについてですが、今の部長答弁では、これまでとにかく、なぜ1年で切るんだ、5年で切るんだという疑問については、これまでずっと市に勤務したい人もいっぱいいるんだと、市民は。だから、その人を広く雇うことができるからと言っていたことに反することなんですけれども、その件についての反省するなり何なりの答えはなかったですね。

②ですけれども、飛騨市の要綱の第5条3項に、新しく応募するときに再び新規に雇用することはできないものとする、こういう一文があるために例えば今回の図書館司書、あるいは保育士でもそうですけれども、特に現業職の方が多いですけれども、5年たつて首は切られる、解雇される、だけれどもまた募集があるときに手を挙げて応募しようと思っても、この縛りがあるから応募もできない。こういう状態ですね。ですが、これはわざわざ市外からの応募を待たなくても、「あなた一旦5年で打ち切りですけれども今度また募集しますから、そのときにはまた応募しなさい」ということが言えれば、チャンスはいくらでもあるわけです。そして、その応募者の中から本当に専門性が豊かで、そして能力のある、飛騨市民に対するサービスにしっかりと応えてくれる職員を選ぶ。その中では選ばれないこともあるかもしれませんよ。ですけれども、経験豊かなために、また再雇用してもらえるとというチャンスが大いにあるわけです。それを私は言っているのです。この一文を削れば、またチャンスが与えられるということについて、それは厚労省も言っているのです。厚労省の公務員課長通知というのがありまして、時々通知が来ます。この中にも、平成21年4月24日の通知にちゃんと書いてあるんですよ。臨時職について、臨時職員は非常勤の職について、成果主義や平等主義の原則のもと、客観的な能力の実証を得て、再度任用されることはあり得るものであると。これを拒むものではないということが、ちゃんと通知されているんですよ。そういうことで、再任用、つまり一度5年で雇い止めをしても、また同じ職種の応募があったときに、募集をかけたときに、応募することもできると。そういう自治体もいっぱいあるわけですね。飛騨市はそれをやっていません。

これができれば、今回雇い止めで辞めざるを得なかった優秀な図書館司書も、応募できたかもしれないということなのですよ。このことについて、副市長に伺いたいと思います。この2番ですけど、この一文を、第5条の3項の一文を見直して、これをカットすれば、飛騨市民に大いに再就職のチャンスが得られる。こういうことなんですけれども、いかがですか。やる気はないですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

嘱託職員、臨時職員につきましては、その時その時に要綱を見直しております。今回の見直しにつきましては、総務部長が説明申し上げましたように、２３年から先ほど申しました職種につきましては、５年間のルールを撤廃いたしているところでございます。

これにつきましては、その理由につきましても、先ほど総務部長が説明申し上げたところでございますが、前回も同じように説明しましたように、こうした職種については広く希望される方が多い。たまたま今年につきましては、市内応募がなかったわけでございますが、これまでの経験から言いますと、広く応募されるケースが多いという中で採用をいたしているところでございます。

それから図書館司書の話が出ますが、私はかつてから教育委員会にお話をしているところでございますが、図書館を運営するに当たりまして、図書館の運営方針を決めるための司書としての立場としては、司書の資格を持っている館長を採用したわけでございます。したがって、館長が行う業務と、それから補助的な業務との当然区分けが必要になるわけございまして、その辺当然、臨時職員の方でも司書の資格を持てれば、より有利に雇用できるということはあるわけでございますけれども、その図書館の館の職員を全て司書という括りの中で採用する必要があるのかどうなのかということについても、これはもう一度検討しなければいけないというふうに思っているわけでございます。そうした中で、先ほどから申しておりますように、司書につきましては５年のルール撤廃をすることについては、今のところそういう考え方は持っていません。

○１７番（籠山恵美子）

それならば、今の③のところですけども伺います。

この要綱の第５条３項の特殊な職種ということで、今部長がおっしゃいましたね、看護師や准看護師など。この中に、例えば図書館司書あるいは保育士あるいは調理員、主に女性が多いですね。こういう方々が５年の雇い止め規定の例外として、この特殊な職種として市長が認める場合に、この５年の雇い止めはないという条項ですけど、それに入らない理由というのは何なのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

これにつきましては、先ほど総務部長が説明申し上げましたように、専門的な職種であっても代替が可能な職種については、広く皆さんに公募したいということでございます。募集をすれば応募される見込みがあるものについては、一定の特定の方に限定することなしに、希望される方については応募していただくような法等でということでございます。特に司書職につきましては、先ほどから申しておりますように、図書館に勤務する職員、当然その司書の資格があるに越したことはないわけでございますけれども、全員その司書の資格が必要かどうかについては、もう一度見直す必要があるんだろうと

いうふうに思っております。

○17番（籠山恵美子）

副市長の答弁に全く現実味を感じないのです。その代替可能、図書館司書、保育士、調理員など代替可能、だからこの例外規定の中に入れないということですよ。では、看護師あるいは保健師、ケアマネージャー、それから建築士ですか、これは先ほど部長がおっしゃったように、その業務の向上につながるとかサービスが何たらかんたら、5年で確保しにくい、専門性、こういうようなものにこの人たちは当てはまるけれども、今言ったような図書館司書、保育士それから調理員などは当てはまらないということなのですか。それはとても理解できませんね。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

先ほどから申し上げておりますように、看護師とか保健師につきましては、実際募集をかけましても応募がないという状況の中で、やむを得ずその5年のルールを撤廃したということでございます。

○17番（籠山恵美子）

募集をかけても応募がない、その裏にあるのは何なのですか。低賃金、重労働ですよ。看護師の資格を持っている人はたくさんいますよ。だけれども大変なんですよ、労働がね。だから、なかなか応募がないんだと思いますよ。それと、図書館全体で館長の業務は司書の資格を持っている人だと。だから全体的に全員司書が必要なのかどうか検討の必要があるとおっしゃいましたけれども、この館長だって任期付短期間勤務職員ではないですか。5年契約でしょう。この方が専門性を持って、それこそ先ほどどなたか質問しましたけれども、10年、20年と定着して、飛騨市の図書館の中身をうんと充実させて、ああ飛騨市の図書館はとてもいいな、使い勝手がいいな、本が豊富だな、こういうふうに評価を得られるようなことをやってくださればいいですよ。5年で何ができるかっていうようなもんですよ。それに、その方がいるから全員が司書である必要はないのかどうかというのは、全く市民が聞くと「えー」てなもんですよ。とっても現実味がないですね。

こうやっていつになっても平行線なんじゃないかな。つまり私が言いたいのは、昨日市長はとってもいいことをおっしゃいましたよ、福田議員の答弁ですよ。私ちゃんとメモしましたよ。職員の生かし方です。優秀な職員が不可欠だと。市民のニーズや価値観にちゃんと対応できる、それから効率的な財政何たらかんたら、こういうものにも精通している、まちづくりに精通している、こんなようなことでしたよね。情報公開、透明性、それから説明責任、こういうものに優れている。こういう職員を大事にしたいと。人材が一番の財産だとおっしゃいましたよね。私ちゃんとメモしましたよ。こういうふうにおっしゃる職員というのは、では職員の定義というのは、どの範囲のことを言っ

いるのですか、副市長。正職の職員だけですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

籠山議員さんは基本的に勘違いをしてみえると思いますが、その職員の数が当然限られた財源の中で、必要最小限の人数の中で、最大限の効果を発揮するために人事配置をしているわけでございます。その図書館だけのことを考えれば多くの正職員を配置し、多くの司書を配置すれば、当然よりすばらしい図書館になるというふうに思いますが、現実的な財政の問題と、それから図書館の機能を有効に果たすために人件費をどこまで抑えて、最大限その図書館を有効に活用できるかということで発揮していただくわけでございます。

それから任期付につきましても、そういうことも含めて広く全国に公募し、遠い所からおいでをいただいて館長さんになっていただいているわけでございます。5年だから何もやらないんだとか、将来を見通した図書館運営ができないというような、そういうようなお考えの館長ではないというふうに思っていますので、そのことと一緒にお話をされないようお願いしたいと思います。

それから先ほど看護師の話をされましたが、病院の中では正職員の看護師さんを募集しております。実際、応募がない。したがって、定年になられた方を、また再雇用の形で実際募集をしているというのが現状でございますので、必要な職種につきましては当然正職員として募集をさせていただいているものでございますので、その辺もよろしくをお願いしたいと思います。

○17番（籠山恵美子）

職員の範囲。私の質問に答えていないです。私の質問はそんなことではないですよ。

□副市長（白川修平）

福田議員さんが先ほど職員の話を質問されたということでございますけれども、市長の答弁は一義的には正職員のことを指していると思いますけれども、広い意味では臨時職員も含めた職員全般についてのことを指しているというふうに理解をいたしております。

○17番（籠山恵美子）

ちょっと怪しい答弁ですけど。私は勘違いなんかしていませんよ。市民の思いと、それから市民が望む住民市民サービス、それをどういう職員がやってくれるかということの思いと、副市長が考えていることとは大きなずれがあるということですよ。

それで5年の雇い止めについてですけれども、厚労省の通知でも雇い止めが5年でできるという、その理由というのがありまして、能力実証の結果、その臨時の職員を雇うときの業務自体の廃止、そしてその他の合理的理由、この3点に限定して5年で辞めさせることができるということになっているのですね。この中には副市長、この中には職員を5年で入れ替えてもいい、そんなような目的を、入れ替えを目的とする雇い止め、

それが許されるなんては書いていないですよ。それから雇用年数の制限に正当性がないということも、この雇い止めの理由ではっきりしていますよね。このことについてどう考えますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

厚労省の中身につきましては人事担当のほうから詳細の説明を受けておりませんが、先ほども申し上げておりますように、5年で打ち切るということにつきましては、これは合併後も広く行われてきましたし、実際他の自治体でも普通に行われていることですので、当市だけが違法な行為をやっているというような認識は持っておりません。ただいま籠山議員が指摘されたことにつきましては、もう一度確認をさせて答弁をさせていただきたいと思います。

○17番（籠山恵美子）

職員でもそれは補完的な、補助的な仕事で臨時職員を雇うということは当然あるかと思います。そういういろいろな事情はあるかと思いますが、私がこれまで問題にしている、特に現業職。臨時だからと言って、「臨時だ」あるいは「正規だ」ということで区別されない、専門性を持った職員の非正規の職員をどういうふうに対遇を扱うかという、これに飛騨市の姿勢が表れるのです。市民の本当に温かい市政なのか。あるいは正職員、市長は多分一義的には正職員のことを言ったんだろうとおっしゃいますが、ならば、正職員はこのようなかわいがられるけれども、臨時職員はコマのように使い捨ててもいいと、そういうことなのかと市民は理解しますよ。これはまたこれからもやりたいと思ひまして、二つ目に移りたいと思います。

市長は市民を代表して、数河産廃処理場計画の白紙撤回に尽力せよ、という質問です。昨年の6月議会で、この数河の産廃処理場の計画については質問をはじめにいたしました。

市長、産廃処理場に安全な施設はあるでしょうか。造る側は、業者側は、国や県の基準通り造るから安全だと、どこでも言っています。ここでもそう言うだろうと思います。ですけれども、もう皆さんご存じのように日本歴代の4大工業公害病、水俣病、四日市ぜんそく、第二四日市ぜんそく、イタイイタイ病、4大公害病です。これなどは、当時は全て国の基準通りにやっているというのが企業側の言い分でしたよ。ですけれども、この企業が垂れ流した、あるいは汚染した、そういう廃棄物でたくさんの犠牲者が生まれました。これらの教訓は、国の基準は守ったからと言っても決して安全ではない。それが産業廃棄物処理場だということなのです。産業廃棄物の排水や大気汚染あるいは悪臭、これでどれだけの国民が、住民が苦しんできたでしょうか。

この飛騨市とて、そういう歴史を経験しているではありませんか。そして市当局は、当該産廃処理施設の設置に関して県から意見を求められ、2月3日付で回答しています。

これは昨日の前川議員の質問の中で、縷々その内容について説明がありました。

しかし、多くの市民が、そして私もですけども、心配するのは市が懸念する問題について県が挙げろといったから挙げた。その中にはいろいろ書いてありましたけれども、それについて今度は業者側が技術的な回答を出してきて、全て文書でのやり取りですからね。その内容についてクリアしていくということになれば、どうなるでしょうか。

私は、大事なものは市長自らが飛騨市民の総意として、この飛騨市に産廃処理場は造らせない、そういう意思を明確にすること。そして、その意志を県と業者に伝えることだと思います。そのためにはまず、産廃の危険性の学習、それから未来のまちづくりのその問題意識、これを行政と私たち市民とが共有することだと考えています。

そこで伺います。まず一つ目に、市長と副市長、副市長は現在、環境水道部長との兼任であります。市長と副市長の産廃公害への認識というのは、一体どのようなものなのか。率直に伺いたいと思います。二つ目に、計画されている産廃処理場は、借地で操業します。ということは、処理場が満杯になって、用が済んで、そして「この処理場はグラウンドにしますので地元の皆さん有効に活用してください」そういう意思をこの間、業者さんが勉強会で示しましたけどね。そういうことをして撤退したら、その後のその土地の責任は一体誰が持つのでしょうか。まして、そこで問題が起きたときに誰が責任を持つのでしょうか。市はその辺りについて、どのような行政指導を想定されているのか伺います。三つ目に、市民の健康と命を守るのは行政の最大の責任です。先の全員協議会で副市長は、民間業者のやることに賛否を述べることは業務妨害となる、と発言しましたね。これは行政の最大の、最優先の責任を後回しにした発言であると思います。今でもその考えに、副市長がおっしゃったこの発言の考えに変わりがないのか伺いたいと思います。四つ目に、議会の決議が上がりました。今回の定例会の初日に上がりました。市内で排出される再利用が困難な廃棄物については……官民共同で施設を造る、そういうことを提案するという、そういう決議文でした。私は、この文言には重大な危険性が含まれていると考えているのです。ですから、どのようにでも捉える、この文言である玉虫色のこの決議には反対をいたしました。もちろん、数河にこの処理場ができるという前段には賛成であります。

これからどこまで責任が持てるのか、このことを考えたときに、やはり慎重にならざるを得ませんでした。この決議は解釈によっては、産廃も含めた廃棄物ということになれば、行政が産廃処理に乗り出すことを意味してしまいます。法律に定められた企業の排出者責任、これを行政が肩代わりすることにつながってしまいまして大問題です。

初日、私もいろいろ質問しまして、田中議員、それから賛成討論した中嶋議員、発言いろいろありました。それを議事録で確認しました。その内容を見ますと、ますます心配になります。産廃と一般廃棄物の合わせ産廃、これを行政と民間と一緒に造るべきだと、こういう内容になってしまいます。これは全く法律が違いますので、この辺り。市長は、官民共同の廃棄物処理という考え方をどのように捉えているのか伺いたいと思いま

す。

五つ目に、市長はこの計画の白紙撤回を求める政治決断をしっかりと表明して、市民に説明すべきだと思います。まだそういう言葉が、メッセージが、地元の住民をはじめ飛騨市の市民には届いておりません。この辺りいかがでしょうか、伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは答弁をさせていただきます。１点目の市長と副市長の産廃公害への認識はどのようなものか、についてでございます。

人間が生活する上で生じることとなる廃棄物を埋めれば、半永久に存在することになります。したがって、埋め立て場所は慎重に選定する必要があります。

廃棄物処理法は、一般廃棄物の責任を市町村長に委ねながら、産業廃棄物については知事に責任を持たせていることは、市町村のレベルで判断できないと国が認めている証左だと理解しております。

ところが、山梨県が北杜市で建設いたしました山梨県環境整備センターが機械の誤作動と、民間処分場との価格競争によって大幅な赤字を計上することに至り、閉鎖を決定したことから、県営の産業廃棄物処分場についてはどこの県でも及び腰となっているところでございます。したがって、環境省をはじめ全国的な傾向といたしましては、最終処分場の建設基準を満たせば、民間事業者処理を委ねようとする動きになっていると理解をしております。こうしたことに対する私どもの考え方は、昨年８月の全員協議会で述べたとおりでございます。

二つ目でございます。計画されている産廃処理場は、借地で操業するということは、用が済んで撤退したら、その後の責任は誰が持つのだろうか。市はその辺りの行政指導をどのように想定しているか、についてでございます。

産業廃棄物については、岐阜県知事が許認可等の権限を持ち、指導等を行うものでありまして、市が行政指導を行うことはできません。また、事業計画については、県において審査中であり、どういった対応が取られるか不明でございます。これらのことから、仮に撤退などの事態となれば、対応は県が行うものと理解をしているところでございます。

三つ目の市民の健康と命を守るのは行政の責任である。先の全員協議会で副市長は「民間業者のやることに賛否を述べることは業務妨害となる」と発言した。これは、行政の責任を後回しにした発言である。今でもその考えに変わりはないか、についてでございます。

このことにつきましては、副市長が述べたことにつきましては、市に権限がないことについて賛否を述べることは、民間業者や個人にすれば業務妨害に当たると述べたこと

でございます。法律上の可能性に言及したことでございます。このことは、顧問弁護士との相談において、法律上の手続条例に基づいて申請されたことには、法律などに基づいて対応すべきで、個人の感情を述べてはいけません。また、反対運動や反対活動とみなされることは、業務妨害になる可能性があるという指摘を受けたことによるものでございます。このことについては、昨日の答弁で述べましたように、市の立場において主張することにつきましては、厳正に主張することとしており、決して責任を後回しにすることではございません。

続いて、議会の決議について、どう思うか、ということでございます。昨日お答えしたように、一般廃棄物については市に処理責任がございまして、合併前の吉城広域連合において共同処理していた際には、笠谷の最終処分場が満杯となり、神岡町の松ヶ瀬最終処分場も相当埋め立てられたため、新たな処分場を上宝村に選定し、地元との協議に入っておりました。

ところが、上宝村が高山市と合併することとなったため、この計画は中止となりました。その理由は、高山市には単独の最終処分場がございまして、仮に上宝村の廃棄物を受け入れても、まだ余裕があるからでございます。高山市は10万人近い人口を有し、基礎自治体としての意識を持って市政を運営しております。そのため、行政課題については、自己完結を原則としていると理解をしております。

かつて岐阜県では、五圏域構想において広域処理を目指してまいりましたが、実現しませんでした。広域処理という理想と、候補地の選定という現実には大きな溝があったからでございます。

飛騨市は、可燃ごみの焼却場を建設して稼動直後でございます。また、来年度にはリサイクルセンターを建設し、平成27年4月には稼動する予定でございます。一般廃棄物の最終処分は、安全策を採って群馬県草津町と富山市の複数の民間事業者へ今委託をしているところでございます。こうしたことから、私は、市の一般廃棄物の最終処分につきましては、リサイクルセンターの建設が終了してから、時間をかけて市民の意見を集約し、単独の処分場を建設するのか、引き続き他の民間事業者へ委託するのかを決定すべきであると考えているところでございます。産業廃棄物につきましては、県において議論されるべきことで、私が主体性を持って述べることはございません。

最後の5番目でございますが、市長はこの計画の白紙撤回を求める政治決断を表明し、市民に説明すべきだが、いかがか、ということでございます。

これまで述べてまいりましたように、昨日も前川議員のときに述べましたように、全協で発言をした考え方については変わりません。私が白紙撤回を求める決断をしても、この問題は解決しません。それは、事業計画を提出される前に私の考えを伝えたにもかかわらず、計画書が提出されたからでございます。そしてその背景には、知事が許可を行う要件に、市長の同意が必要なくなったことでございます。

この計画は、構想から廃棄物処理法と、県の手続条例に基づいた法律上の審査に移り

ました。そこで今、私がしなければならないことは、昨日答弁いたしましたように、住民の皆さんの不安となっている事案を具体的に示し、この課題について事業計画者がどのように答えてくるかを見極めることとさせていただきます。

そのために、顧問弁護士のほか、岐阜大学の専門の先生に助言をお願いしたところでございます。必要となれば、さらに人員を増やすことも考えていきます。いずれにいたしましても、法律や規則にのっとって厳正に対応していきたいと考えているところでございます。

〔市長 井上久則 着席〕

○17番（籠山恵美子）

今日私は、皆さんのところに資料を一つ置かせていただきました。これなんですけれども（資料提示）、これは水道の給水区域図というものです。これが一番わかりやすいかなと思ひまして、これは飛騨市全体の地図が載っています。ここの真ん中辺りに星印を付けました。これが多分、大体この位置だと思ひますが、業者の産廃処理場の計画予定地です。これで見てわかりますように、上のほうは鉄道とそれから360号線、それと飛騨市の真ん中を通るように41号線が走っています。あとは山ですけれども。人家の多い、人が集まっている所、それがこの給水区域図でよくわかるのですが、これの中心に処理場が予定されるということなんですね。このことについては、やはり多くの皆さんが心配しておられます。飛騨市にはとてもきれいな自然豊かな公園、それから数河高原、ここにあるわけですけれども、そういう自然の豊かさ、これが売りであります。

企画商工観光課のパフレットを私はいつもたくさん頂いて、知り合った方にいつも、封筒も頂いて送るんですけれどもね。封筒の中に入れると大体10種類くらい、観光パンフが載ってしまひて、これなんかもう本当に評判も良くてですね、送った方々には「本当に一度行きたい美しい所だね」とおっしゃってくれます。この中に数河高原も入っていますし、天生湿原、先ほどの池ヶ原湿原、自然豊かな観光地がいっぱいあります。この中心の一番高いような所に、この建設予定地があるということなんです。これはもう素朴に心配しますよ、住民みんなが。ここから、この建設予定地に何かがあったときに及ぶ影響というのは計り知れない。そのことについて一番の、今副市長は答えてもらえませんでしたけれども、産廃公害の認識というのは、あまりそう感じていないんだなというようなことでしたけれども。

富山市は、これもインターネットに載っておりますので、皆さんネットで見てみてください。富山市は、昨年条例を作りました。水源地域保全条例、これが昨年作られたんですね。「この豊かで清らかな水をふるさとの貴重な財産として県民全体で守っていくため、『富山県水源地域保全条例』を制定しました」これができたのは多分、昨年イタイイタイ病が和解しまして、その後にこういうものができたんだと思ひます。この保全条例が適用される区域というもののの中に、神通川流域の区域も入っております。

この間の2月10日の勉強会に、数河地域のあるいは末高の区長さんたちがみえまし

て、何かあったときに神通川流域に汚染が及ぶ、これが大変心配だ、とおっしゃってありました。本当のそのとおりだと思います。そしてまた、数河区の方々は大変ないろんなことを学びながら心配をしております、これが借地だということにも心配ですし、残るのは大変な被害とゴミだけだということです。ゴムシートの劣化、これも心配しておりました。全国に、この産廃処理場の計画に不安を抱いていろんな方が運動をしておりますけど、そこにいろいろ専門家も来て話をするのを、私なんかも随分資料を取り寄せましたけれど。産廃処理場に安全はないとはっきり言っております。この業者は、この今の予定地に20年間その産廃を埋め立てるのですね。37ミリ程のゴムシートを幾層にも敷き詰めて、そこに埋め立てるということですが、それが借地でありますし、その埋め立てた後「もう結構です」と、「ここは満杯になりましたので、地元の方に活用してもらえるきれいなグラウンドに整備しました。地権者の大きな穴ばこの空いた所は平らにして返します」と返された。その後どうなりますか。このことをとても地元の方も心配しているのですよ。その地権者が、これまでに大変な問題をはらんだことをやってきた人物ですからね。「わしは責任ない」と言われたらどうしますか。県が責任を持つでしょうと市長はおっしゃいましたけれども、県が行政代執行やりますか。古川町がかつて敦賀市に焼却灰をお願いしていましたよね。草津をお願いする前に。そのときに、やはり大変な問題がありまして報道されました。当時、古川町は三桁の単位で百何十万か何かお金を払って、責任を持ってお金を払いましたよね、県に。つまり、頼んでいる所は最後の最後にはそうやって責任が押ししかかってくるんですよ。そういうものなんですよ。県が責任を持ってくれるなんていうのは甘いと思いますよ。

今の責任問題ですけども、市長は、それから副市長ですけども、県がやるんだ、権限は県にあるんだ、ということを繰り返し言うんですけどもね。県は、そういうことは言っていないんですよ。私、月曜日に、この事業者の計画書を情報公開で手に入れたいと思ひまして、県に電話いたしました。県庁の産業廃棄物課です。そこの担当の職員が言いました。「これは、まだいろいろ修整中なので、情報公開でお出しするには、ちょっとお時間をください」と。その間に、「では、私たち市民がこの計画についていろんなできることは何なんだ」と聞きましたら、「それは飛騨市さんと業者さんとの間で、いろいろなやり取りをやってくださって結構ですよ」ということでしたよ。

県は、適合通知というものを出すんですね。いろんな書類の審査をしまして、こっちがいろいろ疑問を投げかけたところ、それについて業者がこう答えた。それでつじつまが合った。そうしたら適合通知というのを出してしまいうんですよ。県はあくまでも教示する、そのことだって言っていました。教示示すということです。だから、実際に業者と住民の間でいろんな問題がある、懸念がある。そして、それをどうやって詰めていくか。それは市ですよ。市長がしっかりしなければならないのですよ。ですから、例えば福島原発の問題、沖縄の基地の問題、それはその民意を組んで首長が意思表示をしているのではないですか。それは「やるのは東電だ」あるいは「やるのはアメリカだ」な

んて言っていないですよ。最後は民意が押しのけていくんですよ。

その証拠に、戸市の山林問題いろいろありました。裁判で飛騨市は負けました。そのときの資料を、私、改めて見てみたんですけれども、その中に当時の資料が出てきましたよ。平成16年の4月に県外の産廃業者が戸市に産廃場、最終処分場を建設するという話が出まして、戸別訪問をしていると。それが平成16年の7月頃にありましたよ。それから、当時の飛騨市の市役所が何をやってきたか。きめ細かに対策を取っていますよ。きめ細かに会議もしています。それから、中には区長会に報告したり、漁協との会議もしています。それから、業者が戸別訪問しているその関係区民宅へは、市から注意文書まで配布しているのですよ。こういうことをきちんとやっているのです。警戒しながらやっているのです。随分その年に何度も何度もやっています。結局、18年の3月くらいからは、この業者の動きはなくなりましたよ。飛騨市が市を挙げて、市民と一緒に、その業者を結局撤退させたんですよ。このことで解決したんですね。ですから、「市は関係ありません」、「県が許認可をやるんですから。住民の合意も市長が取るということは法律でなくなりましたから関係ないんです」なんて言っていられないんですよ。この辺りはどう考えますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

最終的には市長が答弁をさせていただきますが、法律の解釈の問題、それから福井県のお話も含めて話をさせていただきたいと思います。

福井県の敦賀市の産廃の処理場につきましては、最終的に福井県が責任を持ったわけですが、この中に一般廃棄物の処理場もあるということで、福井県が半分、敦賀市が3割か4割を持って、残りを搬出した自治体というようなことで決着しまして、必ずしも敦賀市が全部の責任を負ったわけではないということでございます。

それから、先ほど私の答弁がなかったということですが、これは市長と打ち合わせをした結果の中で話をさせていただいたことございまして、先ほど市長が答弁をしたことにつきましては、その私の思いを市長が述べていただいたわけでございます。

私は、弁護士から指摘をされた法律上の解釈につきまして、こういう可能性があるということを申し上げただけございまして、この産廃処理場について賛成をしているというようなことでは決してございません。今までのその思いにつきましては、これまでの全員協議会等で申し上げたとおりでございます。

それから、その水源地の問題につきましても、これは昨日前川議員が私に代わりまして代弁されましたので、私のほうであえて申し上げませんでしたけれども、当該地区の水源地の問題につきましては、具体的に活断層の問題、それから下の岩盤が飛騨片麻岩と船津花崗岩との境界線上にありまして、将来大きな可能性があるという、そういう技術的な指摘を持って、この事業者に対峙をしているわけでございます。こうした技術的な

指導につきましては、最終的に専門家の意見を交えながら、市の立場として申し上げるわけございまして、県の担当者が「それは自治体と事業者」というふうに話をされたということについて、私は今でも信じられないわけございしますが、全員協議会のほうで出した手続きのシートを見ていただいてもわかるわけございしますが、県以外の市町村というものが、その表の中に具体的にございませぬ。今ほど、担当者がそういう話を仮にされたんだとしたら、それは県の手続条例の手続き間違いでございまして、これは県が責任を持って、しっかりその審査をされることだというふうに思っております。

それから、市が主張したことにつきましては、これも手続条例の中でお話をしましたように、県の担当者だけではなくて、地域住民との意見がまとまらない場合につきましては、どちらの主張が正しいのか第三者委員会を設けまして、その中で審議をされるわけございします。市としましては当然、住民の方が不安に思ってみえることにつきましては、強く主張をさせていただき、その第三者委員会の中でも市の主張が通るような形の中で主張させていただきますが、そのことは抽象的な言葉で「シートが破れるかもしれない」とかということではなくて、そのシートの強度だとか、先ほどから申し上げましたように地震の可能性だとか、そういうことを一つ一つ積み上げて検証することございまして、抽象的な言葉でいくら述べましても、それは認められないということございしますので、そうしたもう実務的な作業に移っているということございしますので、ご理解をいただきたいと思ひます。最終的な考え方につきましては、市長のほうから答弁をさせていただきます。

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

△市長（井上久則）

この問題につきましては、話が出た時点から、地域の皆さんとも話をしながら進めてきたところございします。昨日も申し上げましたように、この書類が出てまいりますと法律の中で動かなければならなくなるものですから、その前に当事者の業者も呼んでお話をしましたし、地域の反対も文書でその業者のほうへも出ているということも承知をしておりますし、いろんなことでやり取りをし、やるだけのことはやって、この間の全協のときにも申し上げましたように、これで終息したというふうなことを思っていたわけございします。そうしたら、12月にこういった申請が出たということございします。

そうしますと、県の方がどういったことを言われたか知りませんが、県とも打ち合わせをし、弁護士とも打ち合わせをし、いろんな形の中で今動いているわけございします。それで、市としての市民の懸念される材料につきましては、昨日副市長が言いましたように、7項目に分けて全て出しております。それに対して、これからいろんなやり取りが出てくるわけございします。昨日もリニアの反対の話がございましたように、今、その手前まで来たということございしますので、これからそういったことにつきましては反対をしたり、いろんな形の中で地域の意見を聴いたりして進めなければならない、そ

ういった土台に上がったということでございますので、これから先ほど述べましたように、厳正に対処していきたいということでございます。あくまでも市の考え方としては、全協でお話をしたとおりでございます。

○17番（籠山恵美子）

住民の思いを考えれば反対だけれども、今は県に事業計画が行ったので、要するに法律に従って県のやることを見るということでしょう。私たち市民からすれば、傍観者にしかなくなっておりませんよ。

では伺いますけれども、県がやるべきだと今副市長の話ですけれども、では当時16年度ころにあったルートロックの最終処分場建設の計画について、飛騨市がやったことをどういうふうに思いますか。このとき、井上市長は井上助役でしたよ。平成17年4月22日、支部長会議で井上助役経過報告と書いてあります。当事者だったではないですか。この間、撤退する、ルートロックの動きがなくなる平成18年度まで、ここに書かれてある公の会議だけで17回もやっているんですよ、心配して。そういうことをどういうふうにとりますか。今、全くそういう市政が見えないではないですか。それでは市民は心配になりますよ。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

その書類につきましては、多分申請が出る前の話だというふうに思っております。そして法律が21年に変わると、その前の話でございますので。ですが、先ほど申し上げましたように、申請書が出る前にはそういった動きをしたということでご理解いただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

戸市の山林につきましては、どういう経緯でルートロックが撤退をしたかは存じませんが、当時は市町村長の同意がいったということと、それから計画地の中に飛騨市の山林が含まれていました。土地所有者として飛騨市が反対している以上は、これはもう同意ができないということで、ルートロックがどんなに頑張られても、この計画は実現しませんでした。したがって、いろんなことをやったというふうにおっしゃいますけれども、実際そのルートロックが撤退した最大の理由というのは、計画地の中に市の土地があったということだというふうに思っております。これは御嵩の例でも同様でございます。御嵩でございました産廃処理場の中に、町有地があったために町が同意しないということで問題になったわけございまして、いろんな動きと、それからどういう理由でそれが撤回されたかということを混在しないようにお願いしたいと思います。

○17番（籠山恵美子）

混在なんかしていません。結局、法律が変わった、22年ですか、法律が変わったと言いますけど、この当時、法律が変わる前のほうが市には強い権限があったんですよ。市が同意しなかったら駄目だという強い権限を持っていた、これだけ市民のために動いたんです。今は市に権限がなかったら余計市民は心配ではないですか。だから市がやれること、市民の思いを持って、市がやれることを大いにやってくださいというのが市民の願いです。これからも続けていきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

市長、井上久則君。

△市長（井上久則）

今言われたことを、今やっているわけでございますので。籠山議員、やっていない、やっていないと言われますけど、法律にのっとったことで、うちのほうで最大限、市民の声を県のほうへ挙げているということでございまして、どういった方法かで判断をしないように、今やらなければならないことを精一杯やってきているわけでございます。

それから先ほど言いましたように、これからが正念場になるというふうに思っておりますので、しっかりと対応をしていきたいということでございます。

○17番（籠山恵美子）

今日のやり取りを市民がどう受け取るか、これからの判断だと思います。以上です。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◆散会

◎議長（内海良郎）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は、午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。

（ 散会 午後3時54分 ）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

内海 良郎

飛騨市議会議員（7 番）

福田 武彦

飛騨市議会議員（8 番）

菅沼 明彦